

志摩市一般廃棄物処理基本計画 (案)



令和 年 月

目 次

第 1 章 計画策定の基本的考え方	1
第 1 節 計画策定の背景および目的	1
第 2 節 計画の位置づけ	3
第 3 節 計画期間と目標年次	4
第 4 節 計画の構成	4
第 2 章 ごみ処理の現況	5
第 1 節 ごみ・資源物の処理体制	5
第 2 節 ごみ処理の実績	10
第 3 節 ごみ処理の評価	15
第 4 節 ごみ処理における現状と課題	17
第 3 章 ごみ処理基本計画	18
第 1 節 計画の基本方針	18
第 2 節 基本フレームの設定	20
第 3 節 減量目標の設定	22
第 4 節 ごみの減量目標達成に向けた取組	26
第 5 節 その他関連計画	35
第 4 章 生活排水処理の現況	37
第 1 節 生活排水処理の概要	37
第 2 節 生活排水処理形態別人口の動態	38
第 3 節 生活排水処理施設の概要	40
第 4 節 生活排水処理の現状と課題	42
第 5 章 生活排水処理基本計画	43
第 1 節 計画の基本方針	43
第 2 節 生活排水処理の目標	44
第 3 節 生活排水の処理主体	45
第 4 節 生活排水を処理する区域	45
第 5 節 処理形態別人口等の将来予測	47
第 6 節 し尿・汚泥処理に関する計画	48
第 7 節 啓発に関する計画	49
第 6 章 計画の推進	50
第 7 章 資料編	51
第 1 節 自然特性	51
第 2 節 社会特性	52
第 3 節 用語集	55

用語集（55 ページ～）に掲載している用語は本編に＊を付記し、識別の目印としています。

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画策定の背景および目的

志摩市（以下、「本市」という。）は、平成 16 年に志摩郡 5 町（浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町）が合併し、誕生しました。合併当時はごみの分別収集区分が統一されておらず、一般廃棄物処理も旧町単位で行われていました。

ごみ処理および生活排水処理の事務事業を広域にわたり総合的かつ計画的に行うため、平成 11 年度に鳥羽志勢広域連合（以下、「広域連合」という。）が設立されました。し尿・浄化槽汚泥処理を担う鳥羽志勢クリーンセンターは平成 19 年度、ごみ処理を担うやまだエコセンターは平成 26 年度に供用を開始し、構成市町（本市、鳥羽市、南伊勢町）の連携のもと、現在も廃棄物処理を継続して行っています。

本市では、平成 28 年 3 月にごみと生活排水^{*}について、それぞれ「一般廃棄物処理基本計画^{*}」を策定しました。令和 5 年 3 月には、分別形態やごみ処理量等の変化を踏まえて、市民・事業者・行政が一体での 4R^{*}（リデュース^{*}：発生抑制、リフューズ^{*}：断る、リユース^{*}：再使用、リサイクル^{*}：再生利用）推進のため、ごみの基本計画を改訂しました。

国際的には、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、廃棄物分野では「6 安全な水とトイレを世界中に」や「12 つくる責任 つかう責任」の目標を中心に、未処理排水の減少、食品ロスの削減、廃棄物の減量化、海洋プラスチックごみの削減などが求められています。

一方、国は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法^{*}」という。）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法^{*}」という。）を施行しました。さらに、令和 5 年 6 月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法^{*}」という。）の基本方針の内容を変更しました。

このような世界的な流れや国の動向を踏まえつつ、本市の廃棄物分野の現状や課題、これまでの施策の進捗状況、目標の達成状況等を再確認し、持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現に向けて、一般廃棄物^{*}の適正処理および循環的利用を進めるため、一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を新たに策定するものです。今回、ごみと生活排水が法律上「一般廃棄物」で同分類である点を踏まえ、また、環境対策を総合的かつ一貫性を持って進めやすくなる観点から両計画を統合し、一つの計画として策定することとします。一体化することにより、市民への周知・啓発活動の効率を高め、計画内容の理解促進を図ることも目的としています。

廃棄物処理が貢献する主な SDGs のゴール

特に、廃棄物処理や生活環境の保全に関する取組は、SDGs の複数のゴールと密接に関連しており、持続可能な地域社会の実現に不可欠です。

SDGs のゴール	関連する取組（廃棄物処理分野）
6. 安全な水とトイレを世界中に	生活排水の適正な処理と衛生管理
12. つくる責任つかう責任	4R（リデュース：発生抑制、リフューズ：断る、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）
13. 気候変動に具体的な対策を	ごみ処理における地球温暖化への対応（CO ₂ 排出削減など）
14. 海の豊かさを守ろう	海洋プラスチック問題対策を含む、海洋環境の保全

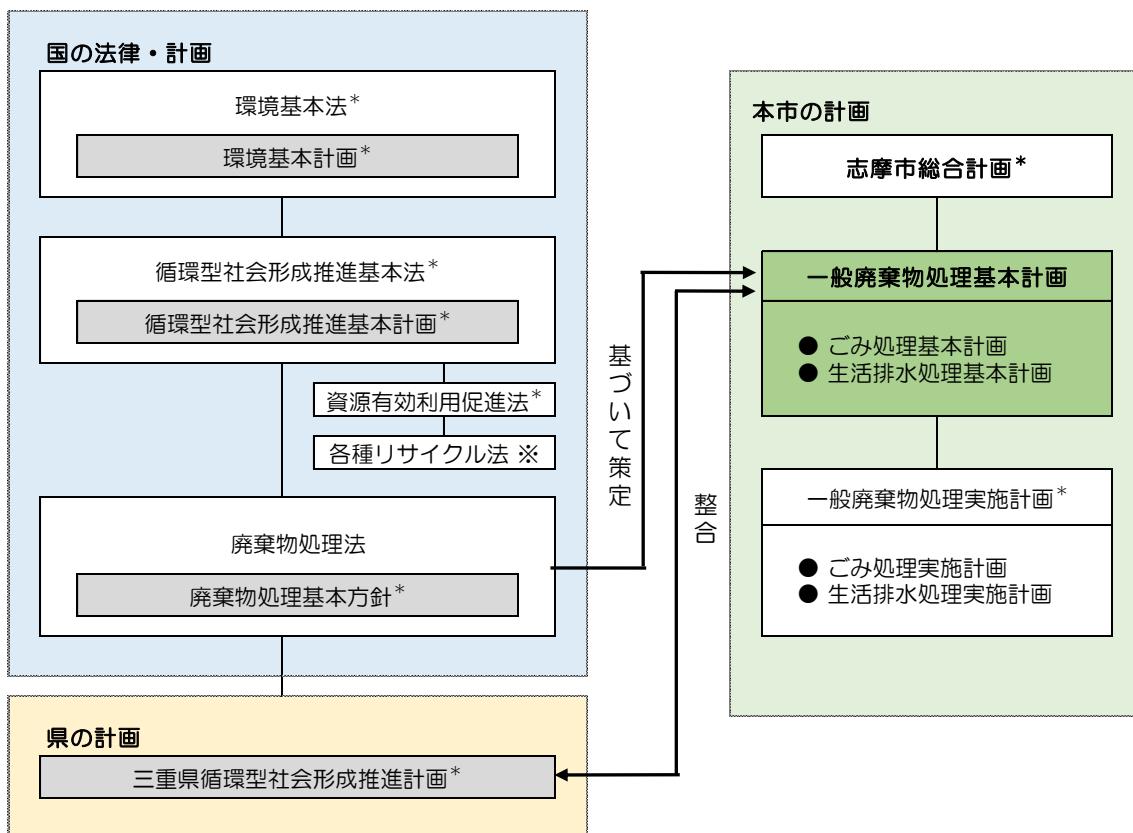
これらの個別の取組すべてが、最終的に「11.住み続けられるまちづくりを」へと繋がります。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する長期的な計画を定めるものです。

本計画の位置づけおよび関連計画等との関係は、図1-2-1のとおりです。

本計画の策定にあたっては、関係法令に準拠し、国や三重県の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえた計画とします。



※ 各種リサイクル法

【個別物品の特性に応じた規制】

- ・容器包装リサイクル法*
- ・家電リサイクル法*
- ・食品リサイクル法*
- ・建設リサイクル法*
- ・自動車リサイクル法*
- ・小型家電リサイクル法*
- ・食品ロス削減推進法
- ・プラスチック資源循環促進法

【国等が率先して再生品などの調達を推進】

- ・グリーン購入法*

図1-2-1 本計画の位置づけおよび関連計画等との関係

第3節 計画期間と目標年次

本計画の計画期間は、図 1-3-1 に示すとおり、令和 8 年度から令和 22 年度までの 15 年間です。最終目標年度を令和 22 年度とし、中間目標年度を令和 12 年度、令和 17 年度とします。

なお、社会情勢や法体系の変化など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。



図1-3-1 計画期間と目標年次

第4節 計画の構成

第1章では、計画の基本的事項として、計画策定の背景および目的、計画の位置づけや目標年度等を示しています。第2章・第3章では、ごみ処理の現況やごみ処理基本計画について、第4章・第5章では、生活排水処理の現況や、生活排水処理基本計画について示しています。そして、第6章では本計画の推進について定めています。

第2章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ・資源物の処理体制

1. 収集・運搬・処理体制

ごみの分別区分および収集・運搬体制とごみ処理フローは、それぞれ表 2-1-1 と図 2-1-1 に示すとおりです。

家庭系ごみ*については、指定ごみ袋（可燃ごみ）および透明・半透明のごみ袋（資源・不燃ごみ）により分別徹底を促しています。不燃ごみのうち、ガラス・陶器類については、最終処分場で直接埋め立て処分しています。資源のうち衣類・布類は、大王清掃センターで選別処理し、その他はやまだエコセンターで処理しています。粗大ごみは、やまだエコセンターへの直接搬入のほか、大王清掃センターにて中継を行い、やまだエコセンターで処理を行っています。令和 2 年 1 月からは粗大ごみの戸別収集も随時実施しており、1 枚 500 円の処理券（シール）により処理手数料を徴収しています。

ごみを直接搬入する場合の持込み先と処理手数料は表 2-1-2 に示すとおりです。可燃ごみ、不燃ごみ、資源および粗大ごみをやまだエコセンターに直接搬入する場合と、粗大ごみを大王清掃センターに搬入する場合のいずれにおいても、170 円/10kg（10kg 以下は 170 円）の処理手数料を徴収しています。食品残さ、紙くず等の事業系一般廃棄物*（以下、「事業系ごみ」という。）については、各事業者又は一般廃棄物収集運搬業者によりやまだエコセンターに直接搬入とし、家庭系ごみと同額の処理手数料を徴収しています。

【資源のゆくえ】

ペットボトルやびん、缶などの資源は、やまだエコセンターで選別作業等を行った後、リサイクル処理を経て再び製品に生まれ変わります。

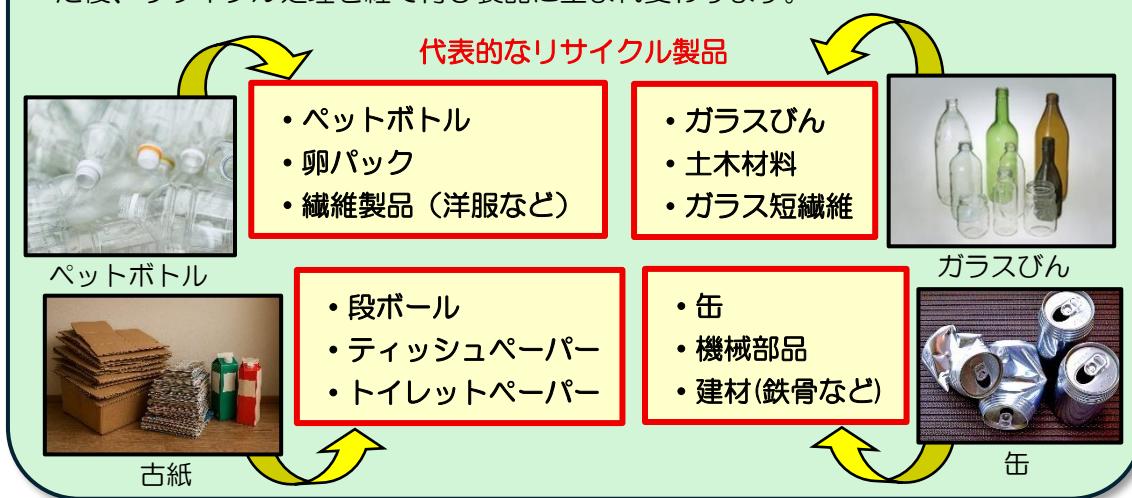


表2-1-1 ごみの分別区分および収集・運搬体制

分別区分		排出方法※1	収集頻度	収集方式	収集・運搬主体	処理手数料				
家庭系ごみ	可燃ごみ (もやせるごみ)	指定袋に入る大きさ	指定ごみ袋	週2回	集積所収集	委託	-			
	不燃ごみ	もやせないごみ	透明・半透明の ごみ袋	月1回	集積所収集	直営・委託	-			
		ガラス・陶器類		月1回	集積所収集	直営・委託	-			
	資源	プラスチック製容器包装	透明・半透明の ごみ袋	隔週	集積所収集	直営・委託	-			
		白色トレイ・発泡スチロール	透明・半透明の ごみ袋	月1回						
		ペットボトル	透明・半透明の ごみ袋	月2回						
		缶	透明・半透明の ごみ袋	月2回						
		無色	透明・半透明の ごみ袋	月1回						
		びん 茶色								
		その他の色								
		新聞紙・折込チラシ	紐で縛る	月2回						
		段ボール								
		紙類 飲料用紙パック								
		本・雑誌								
		その他の紙（雑紙）	透明・半透明の ごみ袋	月1回						
		衣類・布類	透明・半透明の ごみ袋							
		乾電池・蛍光管	透明・半透明の ごみ袋							
	粗大ごみ		-	直接搬入	排出者	170円/10kg				
	粗大ごみの戸別収集		-	隨時	戸別収集	直営	※2			

※1 透明・半透明のごみ袋は、45L容量の大きさの袋まで。

※2 粗大ごみの品目、大きさ、個数等に応じた枚数の処理券(500円/枚)の購入が必要。

表2-1-2 ごみを直接搬入する場合の持込み先、処理手数料

分別区分	持込み先	処理手数料
可燃ごみ、もやせないごみ、資源	やまだエコセンター	170円/10kg
ガラス・陶器類	大王清掃センター	170円/10kg
粗大ごみ	やまだエコセンター又は指定日に大王清掃センター	170円/10kg
事業系ごみ（食品残さ、紙くず等）	やまだエコセンター	170円/10kg

※ 大王清掃センターは、毎週水曜日の午前8時30分から午後4時までと毎週日曜日の午前8時30分から正午まで受付しています。（祝日・年末年始は休業）

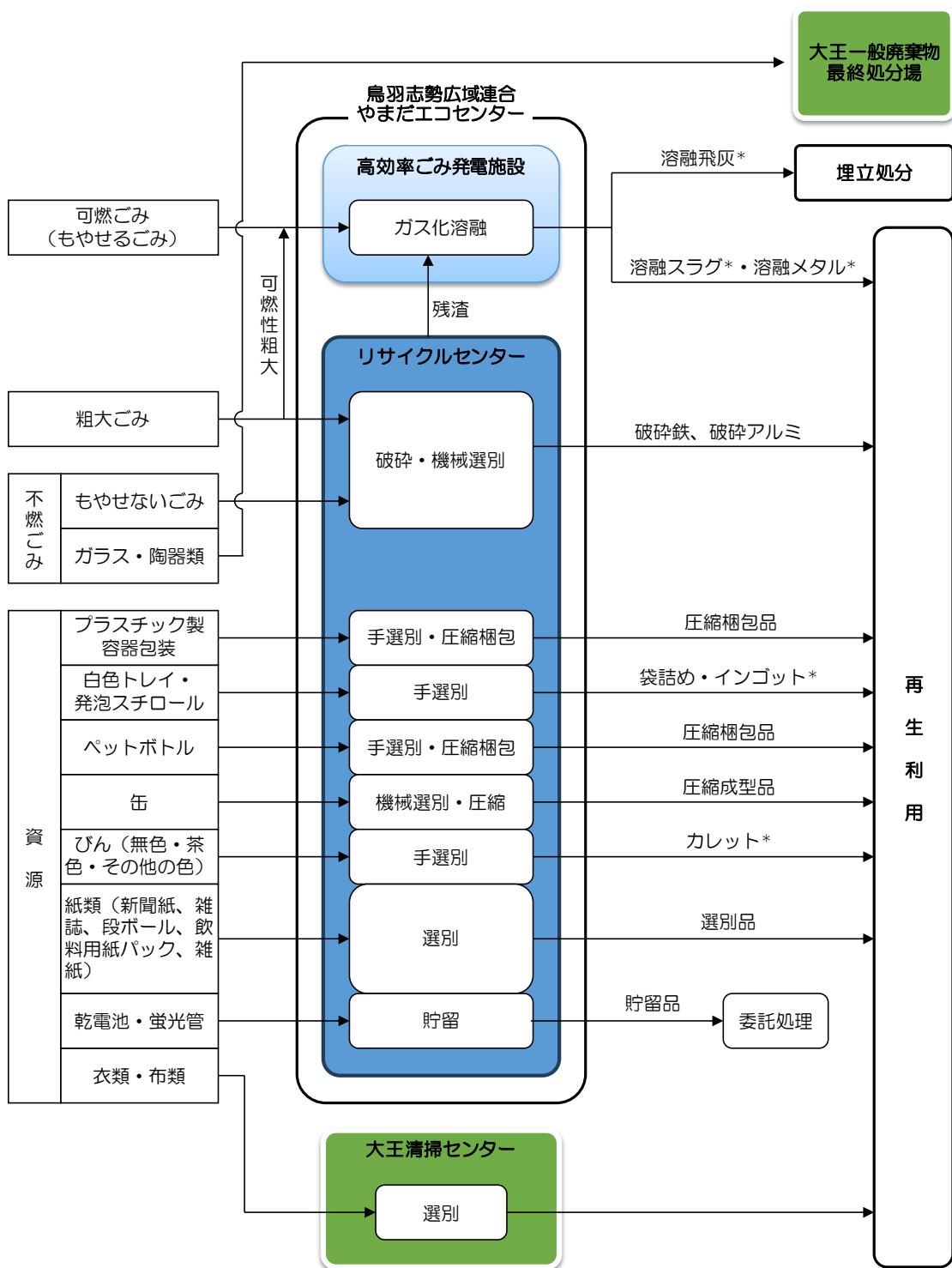


図2-1-1 ごみ処理フロー

2. 中間処理体制

中間処理*とは、収集されたごみを最終処分*する前に選別や破碎などを行う処理であり、資源とその他ごみの分別や、埋立てなどの最終処分量を減量化する効果などがあります。やまだエコセンターが主な中間処理施設となっており、大王清掃センターは衣類・布類の選別処理を行う施設となっています。

各施設の概要は、表 2-1-3 および表 2-1-4 に示すとおりです。

表2-1-3 広域連合の中間処理施設の概要

施設名称	やまだエコセンター	
所在地	志摩市磯部町山田800番地	
供用開始	平成26年4月	
施設区分	高効率ごみ発電施設	リサイクルセンター
処理方式	シャフト式ガス化溶融炉	破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留
処理能力	95 t / 日 (47.5t/24h×2炉)	47 t / 5h
設備概要	受入・供給：ピットアンドクレーン方式 燃焼ガス冷却：廃熱ボイラ方式 排ガス処理：ろ過式集じん、消石灰・活性炭吹込 余熱利用：タービン発電*（定格出力1,210kW） 飛灰処理：薬剤処理	不燃・粗大ごみ：破碎+選別（鉄・アルミ・残渣） びん類：手選別（無色・茶色・その他） 缶類：選別+圧縮成型（鉄・アルミ） ペットボトル：手選別+圧縮梱包 トレイ類：手選別+袋詰め+減容化 プラ容器：手選別+圧縮梱包 雑紙：手選別+圧縮梱包、紙類：貯留 蛍光管：破碎、乾電池：貯留

やまだエコセンターでは、リサイクル処理や発電設備と一体化した可燃ごみ処理を行っています。処理の流れなどの詳細については、[やまだエコセンターホームページ](#)をご確認ください。

表2-1-4 市の中間処理施設の概要

資源 処理 施設 ・ 粗大 ごみ 中 継 施 設	施設名称	志摩市大王清掃センター
	所在地	志摩市大王町波切2321番地
	供用開始	令和2年4月
	処理方式	選別・積替
	処理能力	0.9t/日

3. 最終処分体制

一般廃棄物最終処分場は市内に5か所ありますが、うち4か所では既に埋立てを終了しています。令和7年度現在は、大王一般廃棄物最終処分場のみが稼働している状態であり、やまだエコセンターで処理できないガラス・陶器類の埋立て（最終処分）を行っています。

埋立てを終了した一般廃棄物最終処分場については、適正閉鎖に向けた手続きを進めています。

表2-1-5 最終処分場の概要（適正閉鎖の手続きが必要な施設）

施設名称	浜島一般廃棄物最終処分場（迫子）	大王一般廃棄物最終処分場（新設区分）	志摩一般廃棄物最終処分場	阿児一般廃棄物最終処分場	磯部一般廃棄物最終処分場
所在地	志摩市浜島町迫子751番地	志摩市大王町波切2321番地	志摩市志摩町御座1225番地	志摩市阿児町鶴方2637番地77	志摩市磯部町山原675番地2
供用開始	昭和63年	平成18年3月	昭和59年 (新設分：平成8年)	昭和59年	昭和61年
埋立面積	10,010m ²	5,580m ²	18,000m ² (新設分：6,000m ²)	12,700m ²	15,400m ²
埋立容積	46,500m ³	33,100m ³	111,000m ³ (新設分：37,000m ³)	82,500m ³	50,900m ³
埋立対象物	—	ガラス・陶器類	—	—	—
稼働状況	令和5年度末 埋立終了	埋立中	令和5年度末 埋立終了	平成25年度末 埋立終了	平成25年度末 埋立終了

【大王一般廃棄物最終処分場】

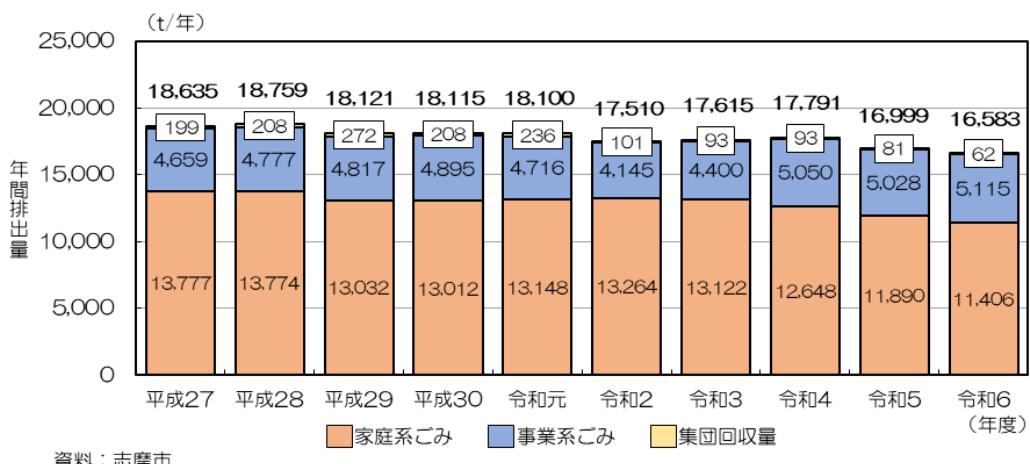


第2節 ごみ処理の実績

1. ごみの排出量の実績

過去 10 年間のごみ排出量の実績は次のとおりです。

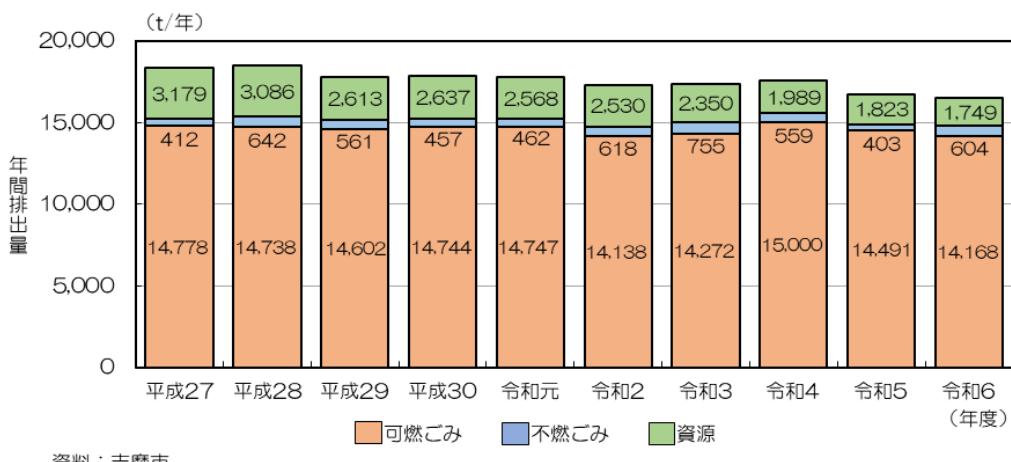
図 2-2-1 の排出形態別ごみ排出量について、人口減少の影響もあり、総排出量*は減少傾向で推移しています。家庭系ごみの排出量は年々減少している一方、事業系ごみにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた令和 2、3 年度を除き、微増傾向にあります。集団回収量は、コロナ禍の影響により、令和 2 年度から半減し、その後も減少傾向にあります。



資料：志摩市

図2-2-1 排出形態別ごみ排出量の推移

図 2-2-2 のごみの種類別排出量について、可燃ごみ・不燃ごみは概ね横ばいで推移していますが、資源は減少傾向となっています。

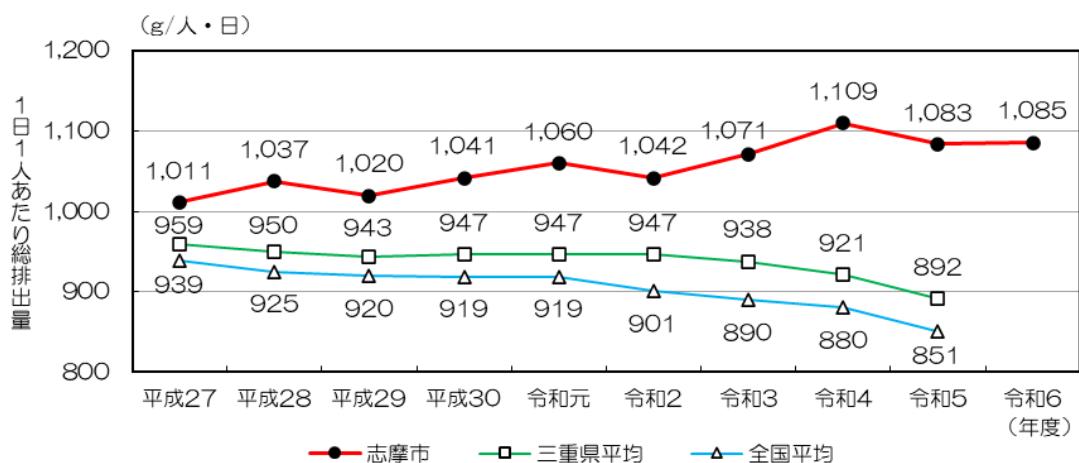


資料：志摩市

図2-2-2 ごみ種類別排出量の推移

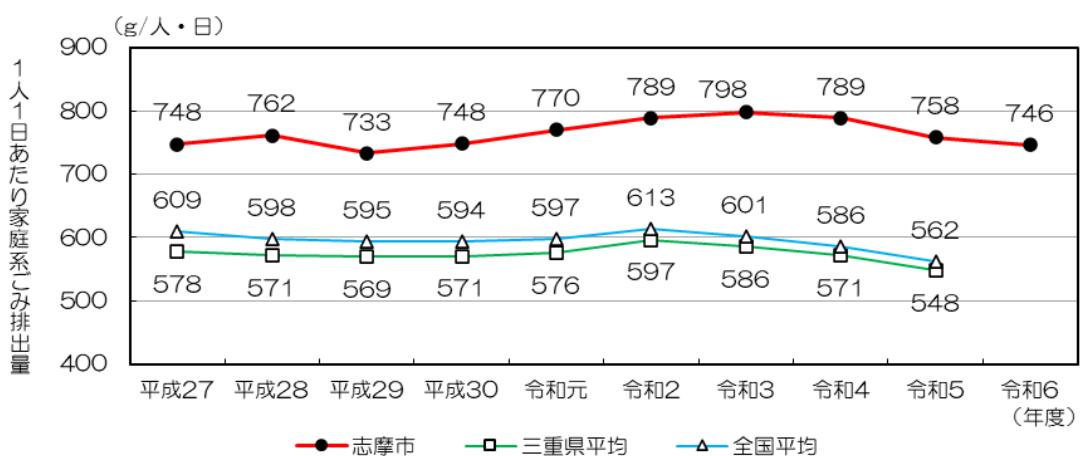
本市と他都市の排出状況を年間総排出量では単純に比較することはできませんが、1人1日あたり排出量*で比較することが可能です。

本市の1人1日あたりの総排出量は、図2-2-3で示すとおり、全国平均、三重県平均よりも高い数値となっており、平成27年度以降は上昇傾向でしたが、令和4年度以降は減少傾向で推移しています。また、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、図2-2-4で示すとおり、平成29年度から令和3年度にかけて増加傾向にありましたが、その後は減少し、令和6年度は過去10年間ににおいて二番目に少ない排出量となっています。



資料：志摩市、環境省【一般廃棄物処理事業実態調査】（三重県平均、全国平均）

図2-2-3 1人1日あたり総排出量の推移



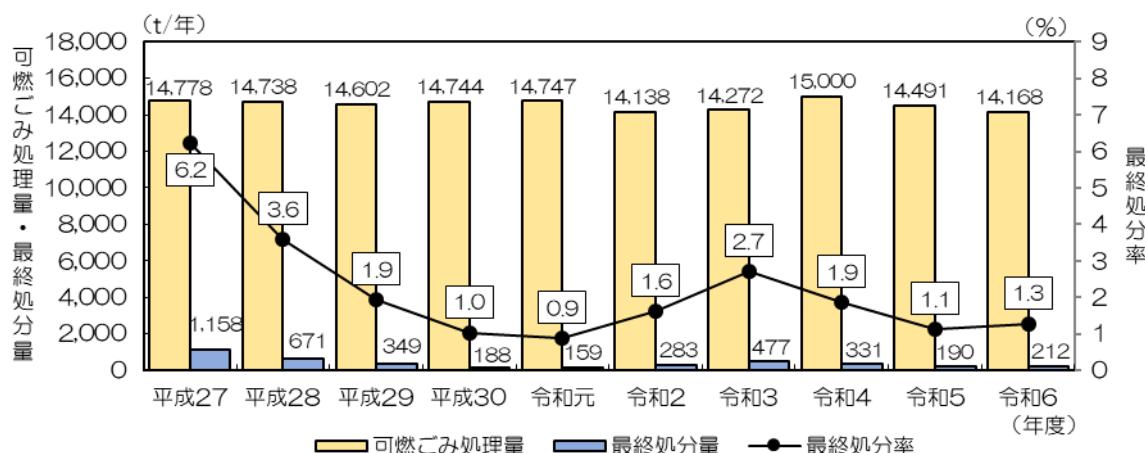
資料：志摩市、環境省【一般廃棄物処理事業実態調査】（三重県平均、全国平均）

図2-2-4 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の推移

2. ごみ処理量の実績

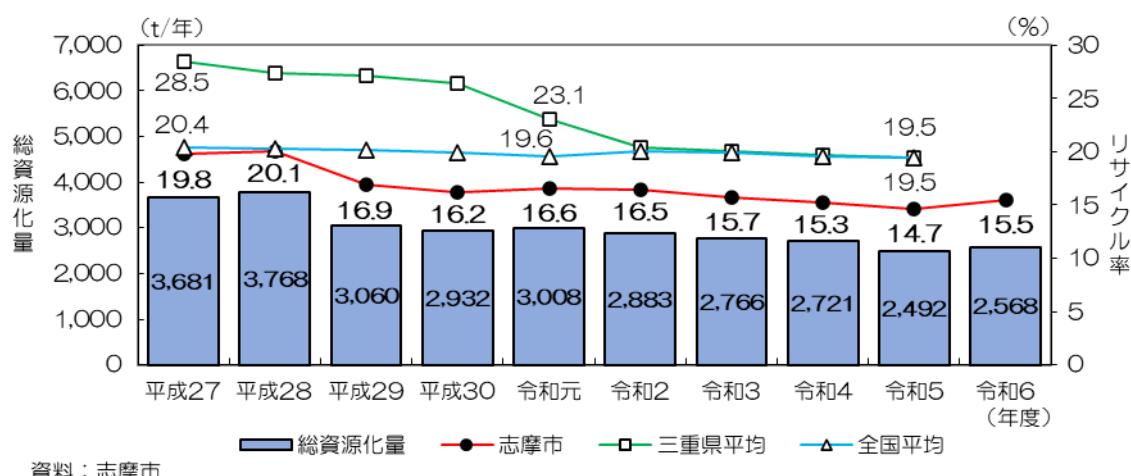
過去 10 年間の処理形態別ごみ処理量の実績は図 2-2-5 に示すとおりです。可燃ごみ処理量は、概ね横ばいで推移しています。最終処分量は、平成 27 年度から令和元年度にかけて減少し、令和 2、3 年度において一時的に増加したもの、それ以降は減少しています。令和 6 年度の最終処分率*は 1.3% となっています。

資源化量*、リサイクル率*の推移は図 2-2-6 に示すとおりであり、いずれも資源排出量の減少に伴って減少傾向にあります。令和 5 年度のリサイクル率は 14.7% で、これは同年度の全国平均 (19.5%)、三重県平均 (19.5%) を下回っています。



資料：志摩市

図2-2-5 可燃ごみ処理量、最終処分量、最終処分率の推移



資料：志摩市

図2-2-6 総資源化量、リサイクル率の推移

3. ごみの性状

やまだエコセンターに搬入される構成市町の過去 10 年間の可燃ごみの性状は表 2-2-1 に示すとおりです。

組成割合では、資源化可能なものが多く含まれると考えられる紙・布類が 40~50% 程度、ビニール等が 20~30% 程度あり、分別の徹底によりリサイクル率を改善できる可能性があります。

表2-2-1 構成市町の可燃ごみの性状（やまだエコセンター持込分）

年度	ごみの種類・組成（乾重量ベース）（%）						単位容積重量 (kg/m ³)	三成分*（%）			低位発熱量 (kJ/kg)
	紙・布類	ビニール、 合成樹脂、 ゴム、皮革類	木、竹、 わら類	ちゅう芥 類	不燃物類	その他		水分	可燃分	灰分	
平成27	46.5	26.0	6.6	15.4	2.4	3.1	220	49.5	45.1	5.4	7,255
平成28	38.1	23.5	6.9	22.9	4.6	4.0	250	46.5	45.8	7.7	7,452
平成29	43.5	27.2	6.8	17.2	2.6	2.7	260	48.1	46.3	5.6	7,504
平成30	45.6	27.3	10.2	12.4	1.6	2.9	280	49.1	44.7	6.2	7,180
令和元	45.6	26.0	9.1	15.5	1.8	2.0	260	50.5	44.9	4.6	7,189
令和2	45.8	27.8	7.1	15.2	2.1	2.0	240	48.9	45.5	5.6	7,338
令和3	48.1	25.2	7.6	13.5	3.0	2.6	230	47.1	45.9	7.0	7,453
令和4	40.3	29.6	12.2	13.7	2.4	1.8	210	49.0	45.2	5.8	7,283
令和5	44.5	26.9	12.3	13.5	1.5	1.3	180	45.4	48.2	6.4	7,927
令和6	46.9	30.0	9.1	12.0	0.7	1.4	230	49.6	44.9	5.6	7,207

* ちゅう芥類： 台所や料理上から排出される、主に食品材料から分離された不可食部分及び残飯等を主体とするごみ。

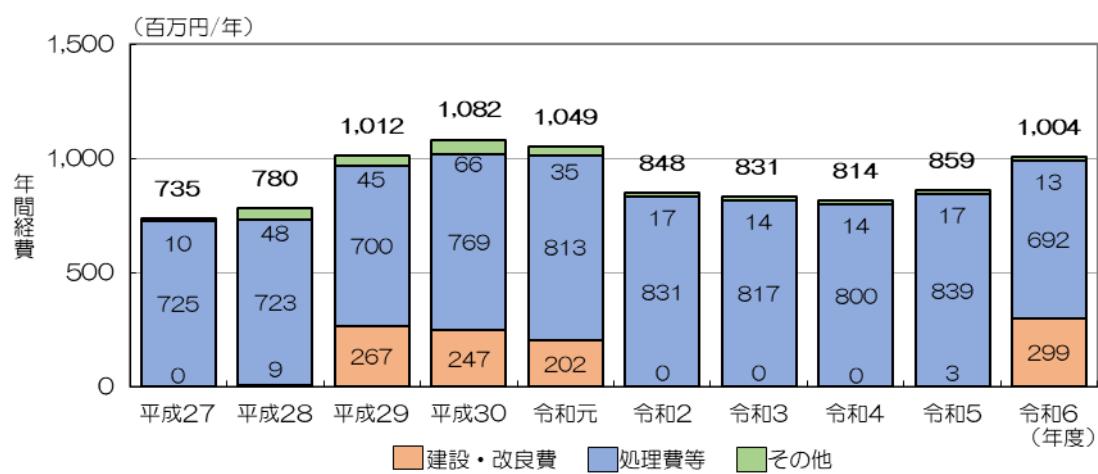
* 低位発熱量： 可燃性ごみの燃焼によって発生した総発熱量（高位発熱量）から、燃焼によりごみの中の水分を奪う熱量及び水素が水になって奪う熱量を差し引いたもので、実際に利用できる分の熱量（真発熱量）。計算値はごみの水分と価年分から算出した値。

資料：やまだエコセンター調査結果

4. ごみ処理経費

過去 10 年間のごみ処理経費は図 2-2-7 に示すとおりです。

施設の運転などのごみ処理に係る経費は概ね一定ですが、建設・改良費が発生する時期においては経費が増加しました。平成 29 年度～令和元年度における増加は、大王清掃センター、磯部清掃センター、阿児一般廃棄物最終処分場の解体工事等によるものであり、令和 6 年度における増加は、阿児清掃センターの解体工事費等によるものです。



資料：志摩市

図2-2-7 ごみ処理経費の推移

第3節 ごみ処理の評価

1. 目標値の達成状況

平成27年度に策定した一般廃棄物処理計画（以下、「前計画」という。）で設定されている減量化目標は、「平成28年度実績比で令和7年度における総排出量を26%削減」であり、令和7年度の目標値は、可燃ごみで11,074t、不燃ごみで261t、資源で1,439tとされています。

平成28年度から令和6年度にかけての実績値において、可燃ごみ、不燃ごみは4~6%程度の減少に留まっており、令和7年度における目標達成は困難と考えられます。資源は目標値に対して減少しているものの、リサイクル率は目標値よりも4%程度低い状況です。また、最終処分率は目標を達成しましたが、集団回収量については目標達成が困難な状況です。

市はこれまで、普及啓発や情報提供、環境教育等の支援活動を行い、市民や事業者による排出抑制等の活動も推奨してきましたが、未だに一部項目では実績値と目標値が大きく乖離している状況です。これを踏まえ、本計画では排出実態に沿った現実的な目標値の設定が求められます。

表2-3-1 前基本計画目標値の主な達成状況

項目＼年度	前計画目標値			実績値	
	平成28年度	令和7年度		令和6年度	
	実績値	目標値	平成28実績比	実績値	平成28実績比
可燃ごみ（もやせるごみ）	14,738	11,074	-24.9%	14,168	-3.9%
不燃ごみ（もやせないごみ）	642	261	-59.3%	604	-5.9%
資源	2,395	1,439	-39.9%	1,334	-44.3%
集団回収量	208	169	-18.8%	62	-70.2%
リサイクル率	19.8%		19.5%		15.5%
最終処分率	6.2%		1.9%		1.3%

※ 前計画目標値：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和5年3月改定）を参照。

※ 資源：乾電池・蛍光管、混合ごみ、衣類・布類を除く。

※ リサイクル率：総資源化量÷総排出量×100、 最終処分率：最終処分量÷総排出量×100

※ 可燃ごみ、不燃ごみ、資源、最終処分率は、令和6年度の実績値が令和7年度の目標値を下回ること、

集団回収量、リサイクル率は、令和6年度の実績値が令和7年度の目標値を上回ることで目標達成とします。

2. ごみ処理システムの評価

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、ごみ処理システムを評価しました。比較対象としたのは、都市形態区分・人口・産業構造が類似した全国の類似市町村（208 市町村）*で、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 5 年度実績版）」を用いて評価を行いました。支援ツールによる評価結果は、表 2-3-2 に示すとおりです。

「③廃棄物のうち最終処分される割合」および「⑤最終処分減量に要する費用」については類似市町村平均よりも優っていましたが、「①1 人 1 日あたり総排出量」、「②廃棄物からのリサイクル率」および「④1 人あたり年間処理経費」については類似市町村平均よりも劣っている状況です。これら本市が劣る項目については、今後改善していくべき課題といえます。

* 街の構造区分が「都市 I 1」の市町村（人口 50,000 人未満、第二・三次産業の割合（従業員数ベース）が 95%未満で第三次産業の割合が 55%以上の都市）

表2-3-2 ごみ処理システムの評価結果（令和 5 年度実績）

（類似市町村数：208市町村）

評価項目	単位	志摩市	類似市町村 平均	評価	
①1人1日あたり総排出量	g/人・日	1,083.3	914.5	×	168.9 g/人・日 多い。
②廃棄物からのリサイクル率	%	14.7	16.8	×	2.1%低い。
③廃棄物のうち最終処分される割合	%	1.1	10.5	○	9.4%低い。
④1人あたり年間処理経費	千円/人・年	19.7	18.0	×	1.7千円/人・年 高い。
⑤最終処分減量に要する費用	千円/t	48.8	61.1	○	12.3千円/t 安い。

※ 評価：本市と類似市町村平均を比べたときの評価。

○は類似市町村平均よりも優れていること、×は類似市町村平均よりも劣っていることを意味します。

第4節 ごみ処理における現状と課題

1. 排出

10 頁の図 2-2-1 に示すように総排出量・家庭系ごみは年々減少傾向にあるものの、事業系ごみが微増傾向である状況を踏まえ、今後は事業系ごみに対する排出抑制等の取組を強化し、更なる総排出量の削減を図る必要があります。

15 頁の表 2-3-1 に示すように、可燃ごみや不燃ごみの排出量は目標を達成できていない状況です。また、16 頁の表 2-3-2 に示すように、本市の 1 人 1 日あたり総排出量は全国の類似市町村平均よりも 168.9 g / 人・日多くなっています。

2. 再資源化

15 頁の表 2-3-1 に示すように、前計画目標に対して資源回収率（リサイクル率）は 4% 程度下回っている状況です。また、16 頁の表 2-3-2 に示すように、全国の類似市町村平均と比較しても 2.1% 低い結果となっています。

今後は資源の分別や排出ルールを徹底し、リサイクル率の向上を図っていく必要があります。

3. 収集・運搬

業者委託による効率的な収集運搬など、状況に応じた柔軟な収集運搬体制を構築する必要があります。

4. 中間処理

16 頁の表 2-3-2 に示すように、1 人あたりの年間処理経費は、全国の類似市町村平均と比べると 1.7 千円 / 人・年 高くなっています。処理経費が高くなる要因として、リチウムイオン電池等の処理不適物がごみ処理施設に混入し、適正な処理を阻害していることが考えられます。

これを踏まえ、中間処理においては搬入時の選別処理を適切に行い、処理不適物の混入および施設の故障を防止する必要があります。また、市民においては適切な分別を徹底し、処理不適物の混入を予防していくことが必要となります。

5. 最終処分

最終処分場に搬入を行っているごみはガラス・陶器類等であり、現在、稼働している最終処分場は大王一般廃棄物最終処分場のみで、今後、新たに設置することは難しいことから、延命化を図る必要があります。

また、既に埋立てを終了した一般廃棄物最終処分場については、適正閉鎖に向けた手続きを進めていく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. 基本理念

本計画は、市の最上位計画である「志摩市総合計画」の理念に基づき策定されます。

ごみ処理基本計画の基本理念

ごみの発生・排出抑制、適正処理の推進を図るとともに、環境の保全と安全・安心の確保に努め、また、廃棄物を資源やエネルギーとして活用することで、脱炭素社会や自然共生社会へとつながる循環型社会の構築をめざします。

2. 基本方針

本計画の基本理念に基づき、今後のごみ処理等に関する基本方針を次のとおり設定し、計画を進めていくことにします。

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことが発生抑制へとつながります。発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化することが重要です。

そのため、排出抑制に係る啓発活動や環境教育・学習を充実するとともに、市民・事業者・行政が一体となってごみの発生・排出抑制の取組を推進します。

(2) 資源分別排出およびリサイクルの推進

混合ごみ^{*}は資源として再利用することができませんが、排出時の分別により再利用が可能です。ごみとして排出されるものについては分別排出を徹底するとともに、やまだエコセンターにおいて効率的な資源回収および発電等熱エネルギーの有効利用によるリサイクルを推進します。

(3) 適正な収集・運搬体制の構築

業務委託による安定的な収集・運搬体制を構築するとともに、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者に対しては適正な収集・運搬・処分が行われるよう指導を行います。

(4) 環境に配慮した適正処理の推進

やまだエコセンターにおいては、今後の排出量の減少に応じて適正な運転管理・維持管理を行っていきます。リサイクルできないごみ（ガラス・陶器類等）については、環境に配慮した適正な処理・処分を推進します。

3. ごみの処理主体

計画期間におけるごみの種類別処理主体は表 3-1-1 に示すとおりです。

表3-1-1 ごみの処理主体

ごみの種類	排出区分	収集・運搬	処理・処分
可燃ごみ	家庭系ごみ	志摩市（委託）	やまだエコセンター
	事業系ごみ	排出者・許可業者	
不燃ごみ	家庭系ごみ	志摩市（直営・委託）	やまだエコセンター (ガラス・陶器類は志摩市)
資源	家庭系ごみ	志摩市（直営・委託）	やまだエコセンター (衣類・布類は志摩市)
	事業系ごみ	排出者・許可業者	
粗大ごみ	家庭系ごみ	排出者	やまだエコセンター

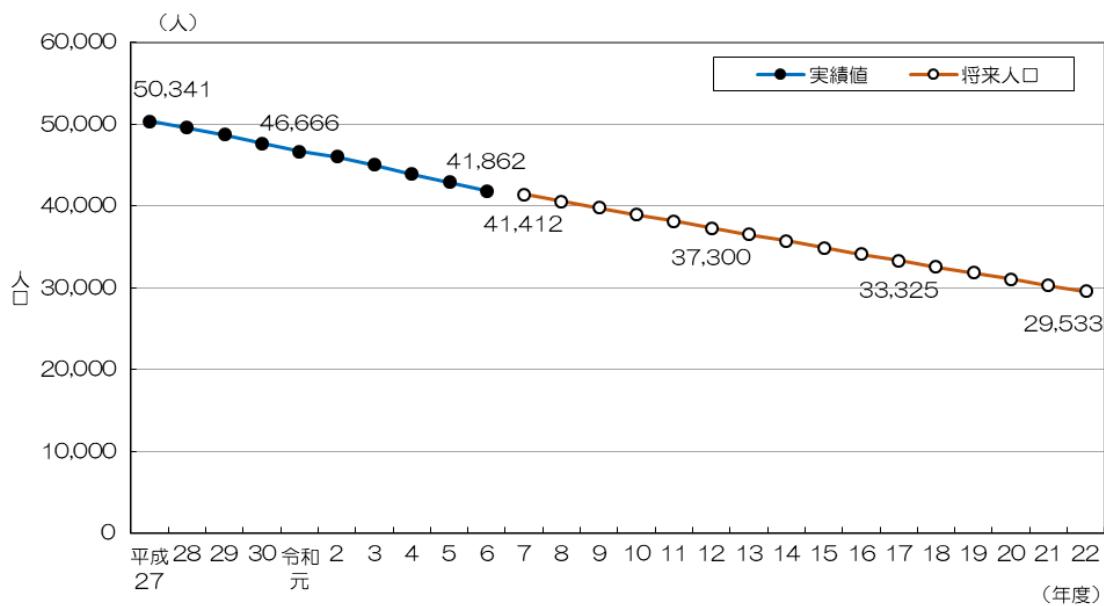
第2節 基本フレームの設定

1. 人口およびごみ量の予測

(1) 将来人口の予測

ごみ排出量の将来予測に用いる将来人口の予測結果は図 3-2-1 に示すとおりです。予測値には、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が国勢調査の結果を基に推計した 5 年ごとの値を使用しています。

実績人口は平成 27 年度から令和 6 年度にかけて概ね単調な減少傾向にあり、令和 7 年度以降もこの減少傾向が継続するものと考えられています。



※ 実績値：国勢調査結果及び三重県人口推計（各年10月1日現在）

※ 将来人口：社人研「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」を直線的に補完したもの

図3-2-1 将来人口の予測

(2) 排出量の予測

排出形態別の年間排出量、1人1日あたりの排出量および処理形態別ごみ処理量、リサイクル率の予測結果は図3-2-2～図3-2-4に示すとおりです。この排出量見込みは、将来人口に対して、現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合の推移を示します。

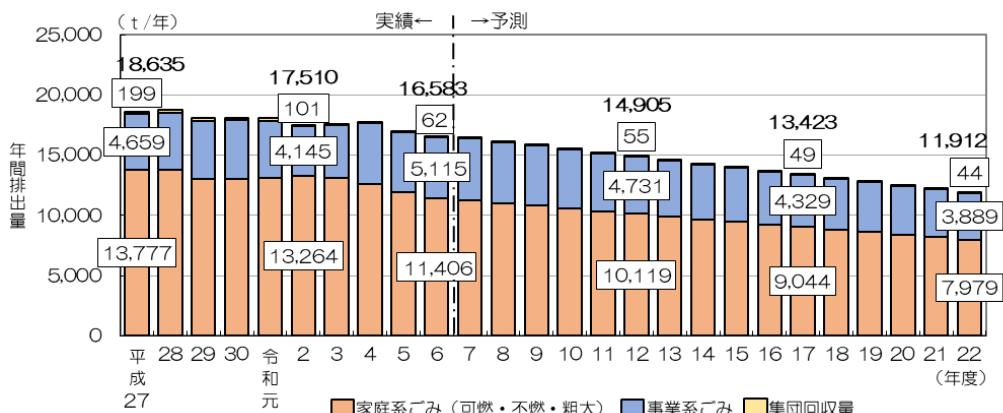


図3-2-2 排出形態別の年間排出量の予測結果

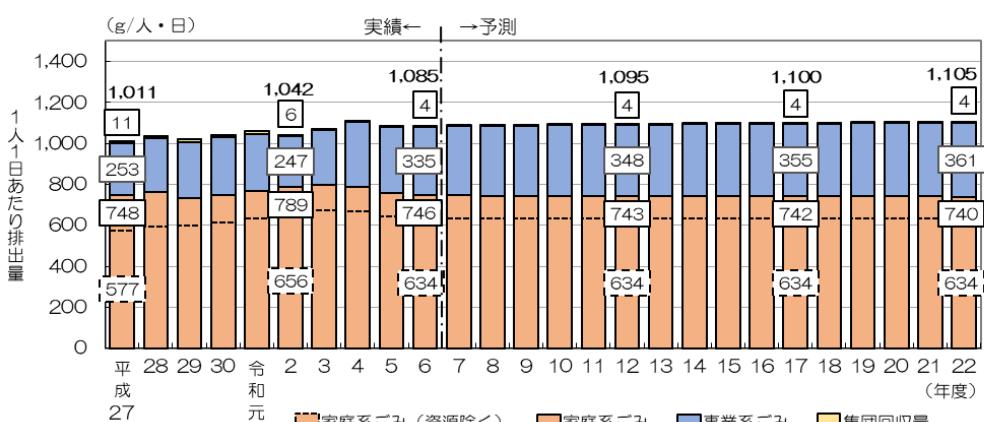


図3-2-3 排出形態別の1人1日あたり排出量の予測結果

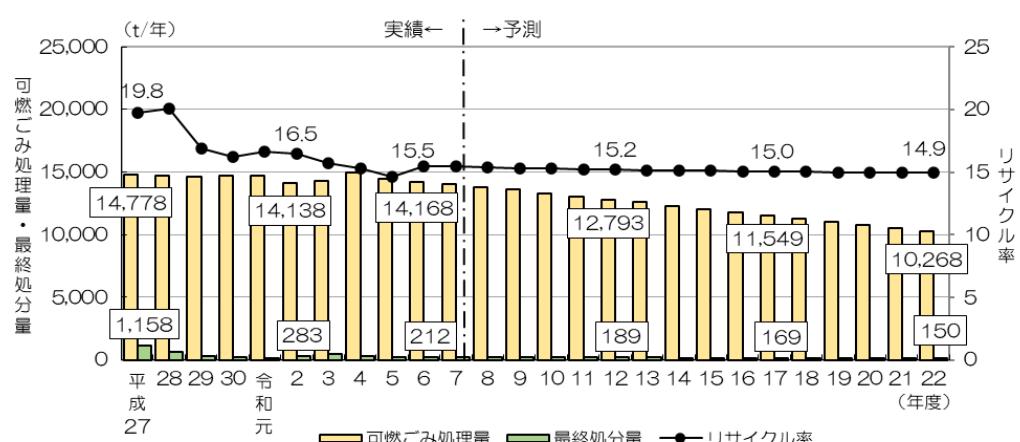


図3-2-4 処理形態別ごみ処理量、リサイクル率の予測結果

第3節 減量目標の設定

1. 国の動向

国は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。令和6年8月には「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第5次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、当該計画に整合させる形で、廃棄物処理基本方針が令和7年2月に改定されました。廃棄物処理基本方針における減量化目標は、表3-3-1に示すとおりです。

表3-3-1　国の減量化目標等

廃棄物処理基本方針 (令和7年2月改定)			
項目	令和4年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)	削減率
総排出量 [百万t/年]	40	約37	約9%
1人1日あたり家庭系排出量 [g/人/日]	496	約478	約3.6%
1人1日あたりごみ焼却量 [g/人/日]	679	約580	約14.6%
リサイクル率 [%]	約20	約26	-
最終処分量 [百万t/年]	3.4	約3.2	約5%

※ 1人1日あたり家庭系排出量：資源を除いたごみの排出量。

目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率。

2. 減量目標の設定

(1) 排出削減の目標

国の動向や前計画の目標達成状況を踏まえ、本計画における令和 22 年度の減量目標は次のとおりとします。

■減量目標（目標年度：令和 22 年度）

◇ 排出削減の目標

目標 1：1 人 1 日あたりの総排出量を、令和 6 年度実績と比較して **9%** 削減します。

目標 2：資源を除く 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量を、令和 6 年度実績と比較して **100g/人・日** 削減します。

◇ 再生利用の目標

目標 3：リサイクル率を **21.5%以上** とします。

総排出量については、人口減少に伴う年間排出量の自然な減少を踏まえ、国の目標である年間排出量約 9%削減に対し、1 人 1 日あたりの総排出量で 9%削減をめざします。

資源を除く家庭系ごみ排出量は、令和 6 年度実績 (634g/人・日) と国の目標 (約 478g/人・日)との差が大きいため、100g/人・日を削減する現実的な目標とします。

リサイクル率は、国の目標に合わせて、令和 6 年度実績に対し 6% の引き上げをめざす目標とします。

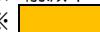
これらの目標は、国の目標年次である令和 12 年度の達成は困難であると判断し、令和 22 年度の目標値として設定しています。上記目標値を各種排出量・処理量にあてはめ、目標年度ごとに推計したものは表 3-3-2 のとおりです。

表3-3-2 減量目標値

項目＼年度		令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	削減率	令和17年度 (目標値)	削減率	令和22年度 (目標値)	削減率
人口	(人)	41,862	37,300	-10.9%	33,325	-20.4%	29,533	-29.5%
総排出量	(t/年)	16,583	14,277	-13.9%	12,419	-25.1%	10,646	-35.8%
家庭系ごみ量	(g/人・日)	1,085	1,049	-3.4%	1,018	-6.2%	988	-9.0%
資源除外	(t/年)	11,406	9,997	-12.4%	8,832	-22.6%	7,696	-32.5%
	(g/人・日)	746	734	-1.6%	724	-3.0%	714	-4.4%
事業系ごみ量	(t/年)	9,683	8,117	-16.2%	6,891	-28.8%	5,753	-40.6%
	(g/人・日)	634	596	-5.9%	565	-10.8%	534	-15.8%
集団回収量	(t/年)	5,115	4,225	-17.4%	3,537	-30.8%	2,906	-43.2%
	(g/人・日)	335	310	-7.3%	290	-13.4%	270	-19.5%
処理形態別処理量	(t/年)	62	55	-10.9%	49	-20.2%	44	-29.5%
	(g/人・日)	4	4	0.0%	4	0.0%	4	0.0%
可燃ごみ処理	(t/年)	14,168	11,810	-16.6%	9,972	-29.6%	8,276	-41.6%
	(g/人・日)	927	867	-6.5%	818	-11.8%	768	-17.2%
資源化	(t/年)	2,568	2,512	-2.2%	2,418	-5.9%	2,284	-11.1%
	(%)	15.5%	17.6%	-	19.5%	-	21.5%	-
最終処分	(t/年)	212	178	-16.2%	151	-28.8%	126	-40.6%
	(%)	1.3%	1.2%	-	1.2%	-	1.2%	-

※ 資源除外：可燃ごみ+不燃ごみ

※ 削減率：令和6年度に対する当該年度の削減率

※  : 減量目標の基準値

※  : 減量目標値

【資源を除く家庭系ごみ排出量 100g/人・日 削減の考え方】

令和 22 年度における減量目標として、資源を除く家庭系ごみ排出量を 100g/人・日 削減することを掲げています。これは 1 人が 1 日あたりに 100g の可燃ごみや不燃ごみを削減しなければならないことを意味しています。100g という重さを身近なものに例えると、コンビニで売られているおにぎり 1 個分や 4 枚切りの食パン 1 枚分が該当します。フードロス、食材の使い切りなどに意識を高め、市民全員で 1 日 100g のごみ削減を目指していきましょう。



三重県ごみゼロキャラクター
ゼロ吉

(2) 減量目標による排出量および処理量の推移

表 3-3-2 の年間排出量、1人1日あたり排出量、家庭系ごみ量（資源除く）および処理形態別のごみ処理量を、目標年度間で直線的に補完した数値の推移を図 3-3-1～図 3-3-3 に示します。目標達成に向け、排出量や処理量は下図のような推移を示すものと考えられます。

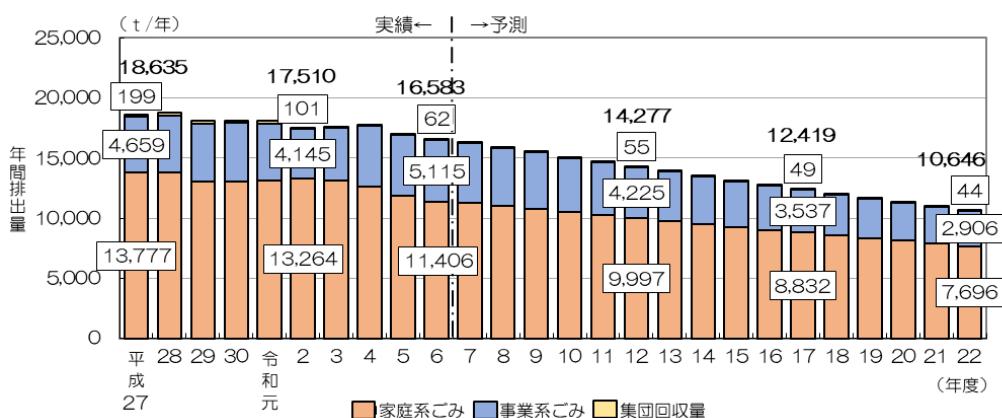


図3-3-1 減量目標による年間排出量の推移

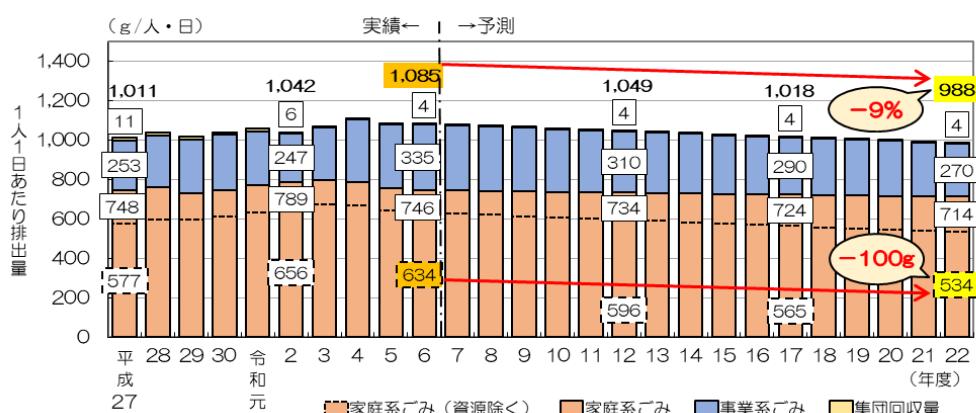


図3-3-2 減量目標による1人1日あたり排出量の推移

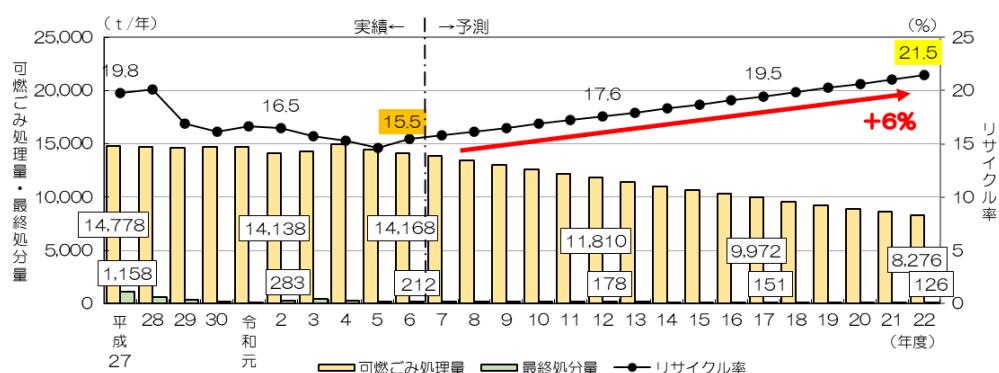


図3-3-3 減量目標による処理量の推移

第4節 ごみの減量目標達成に向けた取組

23頁で定めたごみの減量目標を達成するために、本市、市民および事業者が果たすべき役割と取組を次に示します。

1. 市・市民・事業者の役割

【市の役割】

本市ではこれまで、ごみの発生・排出抑制に関する普及啓発や情報提供、環境教育、支援等を行ってきました。これらの活動を継続し、市民および事業者の自主的な取組を促進します。

【市民の役割】

市民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、本市が行うごみの発生・排出抑制に関する施策に協力します。

【事業者の役割】

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの発生・排出抑制に努めるとともに、製造・流通・販売の各事業活動において、発生・排出抑制のための方策に取り組みます。

2. それぞれの基本方針における取組

● 基本方針（1）「ごみの発生・排出抑制の推進」に関する取組

【市の役割】

① 環境教育、普及啓発の充実

市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努めます。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、教育啓発活動に積極的に取り組むものとします。

- 市の広報誌にごみの減量化や適正な分別への協力に関する記事を掲載するなどして、市民への啓発や意識の向上を図ります。
- ごみの分け方・出し方の徹底を図るため、自治会や老人クラブなど各種団体への出張説明会を継続していきます。
- 市ホームページや公式 LINE などの SNS を活用したごみ収集カレンダーの発信を継続し、多言語に対応させていくことで、より多くの人が適切な排出が行える環境を整えていきます。

- 市役所内のモニターや市ホームページなどによる啓発活動の充実を図ります。
- 小学生に対してごみ処理施設の見学や適正な分別に関する教育を充実させることにより、環境に配慮した考え方のできる人材の育成を進めます。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

ノーレジ袋・マイバッグ持参運動*を推進するとともに、小売店・スーパーに対して過剰包装の自粛を働きかけ、各種団体と協力してレジ袋の削減および過剰包装の抑制に取り組みます。

また、リターナブルびん*等の再利用可能な容器や、有機資源由来の環境に配慮された商品の利用促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。

③ 生ごみ減量化の推進

市民に対して、家庭内での食品ロスの削減や水切りの徹底について啓発するとともに、電気式家庭用生ごみ処理機の購入助成制度の周知と関連情報の提供を行います。

④ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底（市の役割）

事業系ごみについては、業種に応じたごみの減量化・資源化方法について指導・啓発を行い、事業者責任の確立やごみ減量指導を強化します。また、市で定める多量排出事業者等に対して、減量化計画の策定指導を徹底します。

【市民の役割】

① 生ごみの減量化

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして残さず食事するように努めます。また、生ごみは水切りをするとともに、生ごみ処理機等を活用して家庭内でのごみ減量化に努めます。

② 4R の推進

4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）は、ごみの排出量を削減する上で必要不可欠な取組とされており、日常的に4Rの意識を持ち続けることが重要です。

○ マイバッグ等を持参してレジ袋の削減に努め、過剰包装を断り、簡易包装の商品等を選ぶよう配慮します。

- リターナブルびん等の再利用可能な容器の利用に努め、使い捨て容器等の使用を抑制するとともに、可能な限り、物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけます。
- トイレットペーパー等の日用品は、再生品を使用するよう努めます。
- 市や民間団体が提供する不要品回収等を活用し、家庭の不要品をリユースします。
- レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービスを活用し、ごみの排出削減に努めます。

【事業者の役割】

① ごみ排出事業者

- 事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めます。
- 多量のごみ排出事業所は、減量化計画を作成し、実行していきます。
- 従業員に対してごみの減量化・再生利用に関する意識向上を図ります。
- 宿泊業や飲食サービス業において、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組みます。
- 観光客に対して、適切なごみ持ち帰りの啓発を行います。

② 製造事業者

- 有効期間ができるだけ長くなるような製品開発や、修理サービス等の拡大を図ります。

③ 流通業者・販売業者

- 過剰包装を行わず、適正包装の促進および適正包装の方法の開発を行います。
- 食品小売業において、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。
- 地域のお店と市民が食品ロス削減をテーマにつながることで、食品廃棄量の削減や地域活性化・食育の推進を図ります。ごみ量の削減により、ごみ処理時に発生する温室効果ガス排出量の削減を図り、店舗の収益確保やPRなどにつながることを期待します。環境運動への参加を促し、事業者と消費者がともに食品ロス削減に取り組むことで、食品を無駄なく消費する意識を高め、市全体でSDGsを推進します。

● 基本方針（2）「資源分別排出およびリサイクルの推進」に関する取組

【市の役割】

① 再使用、環境物品等の使用促進

マイバッグ・マイボトル・マイ箸等の持参運動を推進し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）によるごみ減量の推進の場を広げていきます。

また、市自らも事業者としてグリーン購入・契約など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

② 資源回収システム等の整備

リサイクル事業奨励金交付制度を幅広く周知し、自治会等の市民団体による資源化物の集団回収*を拡大します。

【市民の役割】

① 資源分別排出の促進

- 容器包装廃棄物をはじめ、新聞、雑誌、布類等の資源化物については、家庭内で分別し、本市が行う資源回収や集団回収を行っている非営利団体および資源回収業者へ出すようにします。
- 家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）やパソコンなど、販売店等で引取可能なものは、適正なルートでの処理・再生を行います。
- リターナブルびんについては、販売店等に戻すようにします。
- 白色トレイや牛乳パック等の店頭回収を積極的に利用します。
- 本市が実施するごみの分別収集や拠点回収に協力し、分別区分ごとの正しいごみの排出を行います。特に、次の 4 点については意識して実施していきます。
 - I. スプレー缶は中身を使い切り、穴をあけて排出する。
 - II. リチウムイオン電池等は分別して排出する。
 - III. 炭酸ガスボンベはメーカーへ返却する。
 - IV. 漁網は産業廃棄物*として適正に排出する。
- ごみの排出抑制・分別・再資源化等を推進することにより、ごみ処理施設における焼却量が削減され、温室効果ガス排出の抑制を図ることができます。

【事業者の役割】

① ごみ排出事業者

- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。
- 宿泊業においては、観光客に対し、施設内でのごみ分別への協力を促すとともに、過剰なアメニティや使い捨てプラスチック製品の提供を見直すなど、再生品の使用やプラスチック使用量の削減に努めます。
- 「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの資源化を推進します。
- ごみを排出する場合は、市および広域連合の分別区分に準じた分別排出を徹底します。

② 製造事業者

- 使い捨て容器の製造を自粛するとともに、有機資源由来の商品など、環境やリサイクルを考慮した製品の開発に努めます。
- 再生資源を用いた製品の開発および供給を拡大するよう努めます。
- 宣伝広告を通じて、消費者にごみ減量化・再生利用の意識向上を図ります。

③ 流通業者・販売業者

- ペットボトル、白色トレイ、牛乳パック等の店頭回収を積極的に行います。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努めます。
- リターナブルびんの利用・返却・再利用を促進する体制づくりに努めます。
- 家電製品等については極力引き取るよう努めます。

【適切なごみ排出の重要性（リチウムイオン電池）】

リチウムイオン電池は、多くの電子機器に使われる高性能な充電池ですが、可燃ごみや不燃ごみに混せて廃棄すると、ごみ収集車やごみ処理施設での出火や爆発事故等が起こる可能性があります。

使用済みの充電式電池は、市役所や各支所で回収しています。発火の恐れがあるため、必ず端子（金属部分）やコネクターにテープを貼ってからお持ちください。

※ ごみ集積所には出さないでください。



■ 基本方針（2）に関する再資源化について

本市では、排出段階において、容器包装廃棄物等の資源分別排出を徹底します。また、やまだエコセンターにおいて効率的な資源回収を行うとともに、ごみ発電による熱エネルギーの有効利用を推進します。

（1）再資源化の方法

① 資源分別収集

表3-4-1に示す資源について、分別の徹底を図るとともに、効率的な資源回収を行うために適正な排出方法の指導を行います。なお、リサイクル関係法令等の改正や新たな制定が行われた場合は、必要に応じて分別品目等の変更を行うものとします。

表3-4-1 資源分別収集計画

種類		排出区分	回収方法	備考
容器包装廃棄物	缶	スチール アルミ	缶	集団回収、市による定期収集 定期収集分は中間処理段階でスチールとアルミに選別
	びん	無色 茶色 その他の色	無色 色付き	市による定期収集
	紙	飲料用紙/パック 段ボール その他の紙製容器包装	飲料用紙/パック 段ボール 雑紙	集団回収、市による定期収集 集団回収、市による定期収集 市による定期収集
	プラスチック	ペットボトル 白色トレイ その他プラスチック製容器包装	ペットボトル 白色トレイ・発泡スチロール プラスチック製容器包装	集団回収、市による定期収集 市による定期収集 市による定期収集
	その他資源	紙類 布類 びん 乾電池・蛍光管	新聞 新聞紙・折込チラシ 本・雑誌 衣類・布類 リターナブルびん 乾電池・蛍光管	集団回収、市による定期収集 集団回収、市による定期収集 集団回収、市による定期収集 集団回収 市による定期収集

② 中間処理施設での資源回収（広域連合）

やまだエコセンターにおいて、可燃ごみの溶融処理によるスラグ・メタルの回収、不燃・粗大ごみの破碎選別処理による鉄・アルミ類の回収、資源の選別・圧縮・保管等による効率的な資源回収を推進していきます。

③ 熱エネルギー有効利用の推進（広域連合）

やまだエコセンター内にある高効率ごみ発電施設において、得られた電力を施設内で利用するとともに、余剰電力の売電により熱エネルギーの有効利用を推進していきます。

● 基本方針（3）「適正な収集・運搬体制の構築」に関する取組

【市の役割】

本市が主体となって収集・運搬を行うものとし、安全性や市民サービスに配慮するとともに、広域連合の施設において安全かつ効率的な処理を行えるよう収集・運搬体制を整備していきます。

（1）収集・運搬の方法

市民から排出される家庭系ごみについては、本市直営、本市が委託した業者および一般廃棄物収集運搬業許可業者において、適正な収集・運搬を行い、やまだエコセンターおよび一般廃棄物処分業許可業者において処分を行います。また、事業所から排出される事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は排出者において、適正な収集・運搬を行い、やまだエコセンターおよび一般廃棄物処分業許可業者において処分します。

委託業者および許可業者に対しては、今後も適正な収集・運搬・処分が行われるよう指導するとともに、ごみの分別区分や排出量に応じて安定した収集・運搬・処分が行われるよう必要な体制を確保します。

資源回収の方法については、ごみ集積所からの収集のほか、団体による集団回収があります。近年、店舗などの店頭回収が多く実施されている中で、今後、店頭回収とのバランスを考慮しながら、市民がより利用しやすい環境を整えていきます。

（2）収集・運搬業の許可

市の一般廃棄物の排出量は現在減少傾向であり、人口減少や施策の実施等により、今後も減少していくことが想定されます。そのため、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者数は、今後の社会経済状況の変動や市内のごみ排出量の推移を見極めた上で検討し、一般廃棄物収集運搬業・処分業の新規許可にあたっては、ごみの排出量に応じて慎重に判断します。また、一般廃棄物収集運搬業許可の更新時においては、過去2年間に一般廃棄物収集運搬の実績がない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可更新を認めないと、厳正な対応を行います。

（3）収集・運搬に係る施策

- ① 効率的かつ安定的な収集・運搬が行えるよう、直営と委託業者による収集の両方を継続します。そして、ごみ排出量の状況を見ながら、適切な収集・運搬の体制を検討していきます。
- ② 粗大ごみについては、やまだエコセンターへの直接搬入のほか、市民の利便性を考慮し、引き続き大王清掃センターにて中継を行います。
- ③ ごみ収集運搬車両については適正な運行管理を継続します。

● 基本方針（4）「環境に配慮した適正処理の推進」に関する取組

【市の役割】

（1）中間処理について

本市において排出されるごみは、やまだエコセンターにおいて適正に処理し、ごみの減量化・減容化・安定化・資源化および熱エネルギーの有効利用を推進するとともに、広域連合による施設の適正かつ効率的な運営・維持管理を行っていきます。

中間処理の方法については、表3-4-2に示すとおりです。

表3-4-2 中間処理の方法

搬入ごみ	搬入施設	処理方法		
可燃ごみ	やまだエコセンター (高効率ごみ発電施設)	溶融・選別	溶融スラグ・メタル	再生利用
可燃性粗大ごみ			溶融飛灰	埋立処分
不燃・粗大ごみ	やまだエコセンター (リサイクルセンター)	破碎・選別	破碎鉄・アルミ	再生利用
プラスチック製容器包装		破袋・選別・圧縮梱包	圧縮梱包品	再生利用
白色トレイ・発泡スチロール		選別・袋詰め・インゴット	袋詰めトレイ、インゴット	再生利用
ペットボトル		選別・圧縮梱包	圧縮梱包品	再生利用
缶		選別・圧縮	圧縮成型品 (鉄・アルミ)	再生利用
びん (無色・茶色・その他の色)		選別	カレット(無色・茶色・その他)	再生利用
紙類 (新聞紙、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、雑紙)		雑紙：圧縮梱包	雑紙梱包品、選別品	再生利用
乾電池・蛍光管		蛍光管：破碎	貯留品	委託処理
衣類・布類	大王清掃センター	選別	選別品	再生利用

※ リサイクルセンターで発生する選別残渣は、高効率ごみ発電施設へ搬送し処理します。

（2）中間処理に係る施策

① 安全・安心・安定的な処理体制の確保

やまだエコセンターに搬入されたごみを適正に処理し、環境の保全に貢献します。施設への受入基準の遵守を徹底し、焼却量の削減による温室効果ガスの削減を図ります。

② 環境保全への配慮（広域連合）

やまだエコセンターへの適正な搬入管理、適切な運転・維持管理を行うことにより、環境保全にも十分配慮します。また、環境管理に関する情報を広域連合の広報誌およびホームページにおいて公表します。

③ 効率的な運用と適正なコスト（広域連合）

施設の運営・維持管理について、民間事業者の持つノウハウを最大限活用し、安全・安心で安定した処理と運営経費の効率化を図るため、運営・維持管理業務を包括的に委託します。

④ 効率的な施設の活用

将来的な人口減少に伴うごみ総排出量の減少を見据え、構成市町は、やまだエコセンターの処理能力および施設スペースの状況に応じた、施設の最適な活用方策を検討します。

⑤ 既存施設の適正な解体撤去

広域処理の開始の伴い供用終了^{*}したエコフレンドリーはまじま、志摩清掃センター、渡鹿野清掃センターについて、適正かつ計画的に順次解体していきます。なお、焼却施設の解体撤去にあたっては、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱並びに関係法令等を遵守し、周辺環境に対しても十分に配慮して行います。

（3）最終処分について

ガラス・陶器類などについては、一般廃棄物最終処分場において適正な埋立処分を行います。また、広域連合の高効率ごみ発電施設において発生する溶融飛灰については、広域連合が主体となって適正に処理を行います。

（4）最終処分に係る施策

- ① 大王一般廃棄物最終処分場については、埋立物の減量化と搬入管理を徹底し、適正な維持管理を行い、施設の延命化を図ります。
- ② 既に埋立てを終了した一般廃棄物最終処分場については、適正な手続きを進めています。

第5節 その他関連計画

(1) 災害廃棄物への対応方針

災害発生時には、三重県、広域連合および近隣市町と連携を図り、災害廃棄物*処理に取り組みます。

また、国の災害廃棄物対策指針や三重県災害廃棄物処理計画、志摩市地域防災計画等を踏まえて策定した「志摩市災害廃棄物処理計画」に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

(2) 不適正処理、不法投棄対策

市民および事業者に対して適正処理への協力を呼びかけ、地域一体となって対策に取り組むとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄*の防止に努めます。

① 啓発の推進・監視体制の強化

市民や事業者に、広報など様々な機会を通じて、ごみの適正な処理の仕方を周知します。また、不法投棄禁止看板の設置、悪質な不法投棄場所への監視カメラの設置および監視パトロールを引き続き実施します。今後も、地域市民との協力・連携による更なる監視体制の強化に努めます。

② 土地所有者等への注意喚起

不法投棄者を特定できない場合は、その土地の所有者等が自らの責任で、不法投棄されたごみを片付けることとしています。土地所有者（管理者）に対して、定期的な巡回、防護柵やネットの設置、下草刈りなどのこまめな清掃など、不法投棄されにくい環境づくりを呼びかけていきます。

③ 不法投棄者への対応

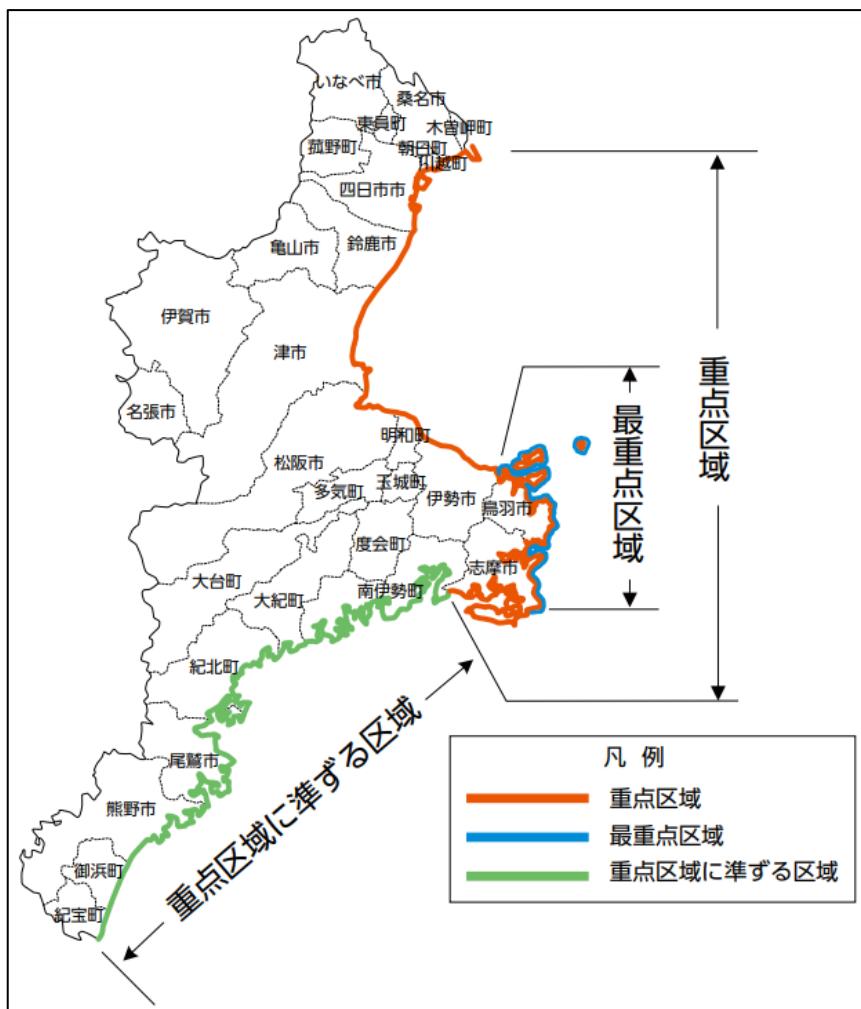
投棄者が判明した場合には、投棄者自身に処理させるなど厳しく指導します。また、必要に応じて警察と連携し、厳格に対応します。

(3) 海岸漂着物への対応方針

本市の海岸部は、県内でも海岸漂着物が集積しやすい地域として位置づけられており、「三重県海岸漂着物対策推進計画」では、図3-5-1に示すように東側の海岸部が最重点区域に、南側の海岸部が重点区域に指定されています。

最重点区域においては、県が国の財政措置に応じて、優先的に回収・処理を実施しています。また、重点区域においては、海岸管理者、三重県、市町が民間団体等と連携し、その活動目的や自主性を尊重しながら、清掃活動を拡大・活性化しており、市町の役割として回収、分別、運搬およびごみ処理施設における受入・処理に係る支援、協力等としています。

本市においても、三重県海岸漂着物対策推進計画に基づき、広域連合とも連携し必要な支援および協力体制を構築していきます。



回収・処理に係る重点区域	場所	漂着物量の比率 ^注	状況等
重点区域	伊勢湾内の区域及び志摩市沿岸部 (木曽岬町～志摩市)	8 (34.4 L/10m)	・海岸漂着物の量が比較的多く、重点的に回収・処理の対策を講ずることが必要と考えられる区域。
	上記のうち、鳥羽市～志摩市大王崎(離島含む)	24 (101.4 L/10m)	・重点区域のうち、海岸漂着物の量が特に多く、回収・処理等の拡充が最も必要な区域。 ・この区域は、伊勢湾口に位置し、伊勢湾から流出したごみが大量に集積する場所であり、伊勢湾の漂着ごみの象徴的な区域。
重点区域に準ずる区域	熊野灘沿岸 (南伊勢町～紀宝町)	1 (4.3 L/10m)	・海岸漂着物の量は伊勢湾沿岸に比べて少ないものの、レジャー客によるごみの放置、降雨後のごみの漂着が多い。

注) 熊野灘沿岸の海岸漂着物量の平均を1としたときの比率を示す。また、()内はこの区域の海岸漂着物概況調査結果の平均値を示す。

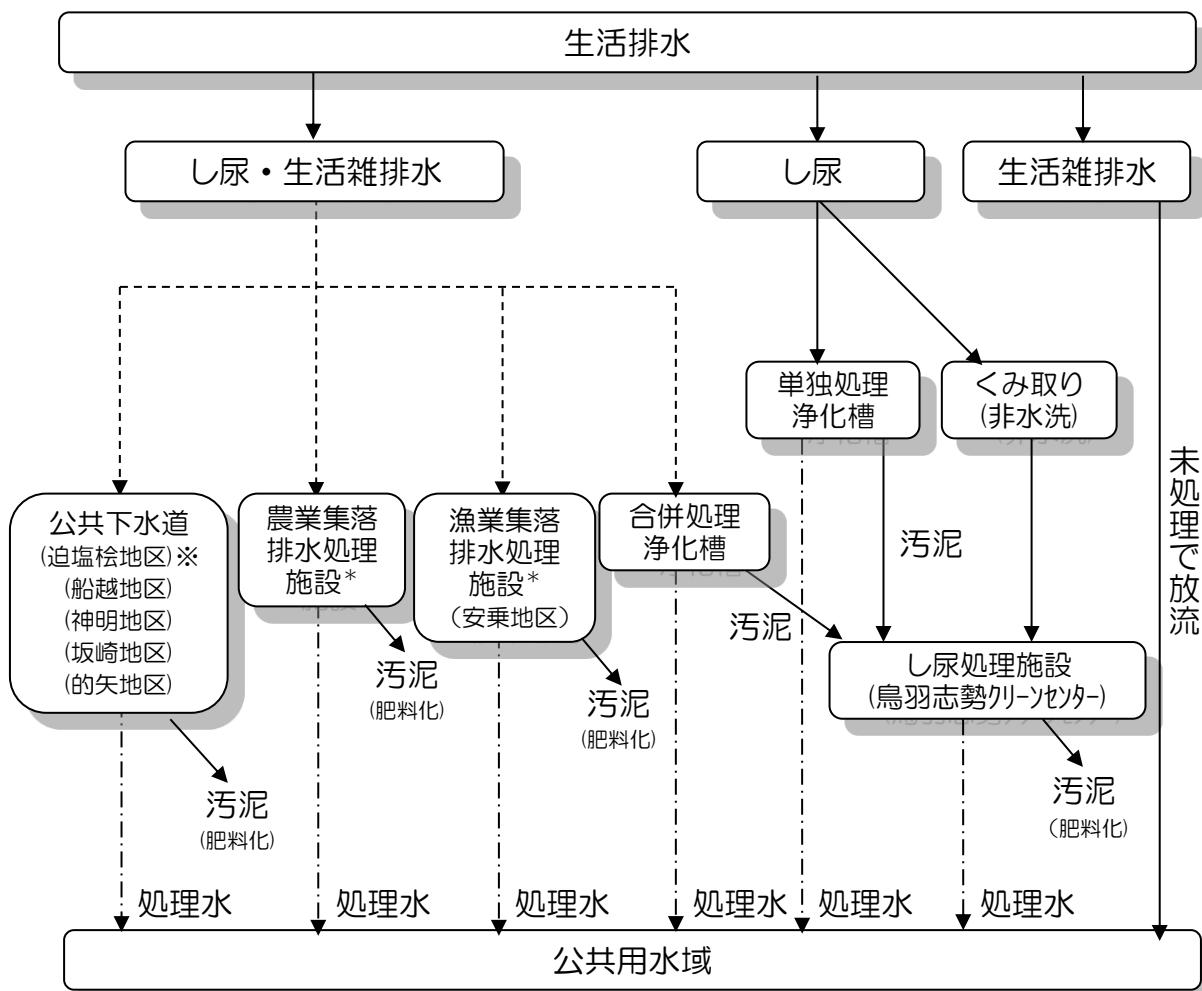
資料：三重県海岸漂着物対策推進計画（平成24年3月 三重県）

図3-5-1 海岸漂着物対策の重点区域・最重点区域の範囲

第4章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の概要

生活排水は、し尿*（浄化槽汚泥*を含む）と生活雑排水*の2つに大別され、し尿は公共下水道*、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽*、単独処理浄化槽*およびし尿処理施設において全量処理されています。生活雑排水については、単独処理浄化槽設置世帯やし尿くみ取り世帯を除き、公共下水道、農業・漁業集落排水施設および合併処理浄化槽により処理されています。処理体系の概要は図4-1-1に示すとおりです。



*迫子・塩屋・桧山路地区

図4-1-1 現状の生活排水処理体系

第2節 生活排水処理形態別人口の動態

生活排水処理形態別人口の実績は表4-2-1および図4-2-1に示すとおりです。

生活排水処理人口*は行政区域内人口の減少に伴い減少していますが、単独処理浄化槽の廃止および合併処理浄化槽の普及により、生活排水処理率*は年平均0.5%程度向上しています。しかしながら、未だ5割程度の生活排水は未処理で放流されている状況です。

表4-2-1 処理形態別人口*の推移

(単位 生活排水処理率、生活排水処理施設整備率：%、その他：人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.行政区域内人口	48,060	46,904	45,827	44,746	43,743
2.下水道処理区域内人口	5,449	5,239	5,100	5,036	4,906
接続人口	2,991	2,876	2,849	2,803	2,745
合併処理浄化槽	571	557	545	532	520
単独処理浄化槽	827	807	789	770	753
くみ取り等	1,038	934	890	927	888
不明	22	65	27	4	0
3.集落排水処理区域内人口	2,508	2,394	2,330	2,274	2,198
接続人口	1,666	1,598	1,566	1,544	1,501
合併処理浄化槽	196	188	185	174	168
単独処理浄化槽	283	272	268	252	243
くみ取り等	356	315	302	303	286
不明	7	21	9	1	0
4.浄化槽整備区域、その他区域内人口	40,103	39,271	38,397	37,436	36,639
合併処理浄化槽★	19,188	18,973	18,771	18,532	18,326
単独処理浄化槽	15,889	15,471	15,105	14,704	14,346
くみ取り等	5,026	4,827	4,521	4,200	3,967
不明	0	0	0	0	0
5.生活排水処理人口*	24,612	24,192	23,916	23,585	23,260
下水道接続人口	2,991	2,876	2,849	2,803	2,745
集落排水接続人口	1,666	1,598	1,566	1,544	1,501
合併処理浄化槽	19,955	19,718	19,501	19,238	19,014
6.生活排水未処理人口	23,448	22,712	21,911	21,161	20,483
単独処理浄化槽	16,999	16,550	16,162	15,726	15,342
くみ取り等	6,420	6,076	5,713	5,430	5,141
不明	29	86	36	5	0
7.生活排水処理率*	51.2%	51.6%	52.2%	52.7%	53.2%
8.生活排水処理施設整備率*	56.5%	56.7%	57.2%	57.8%	58.1%

* 各年度の年度末値

資料：志摩市

* 生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口×100

* 生活排水処理施設整備率＝（下水道処理区域内人口+集落排水処理区域内人口+合併処理浄化槽★）÷行政区域内人口×100

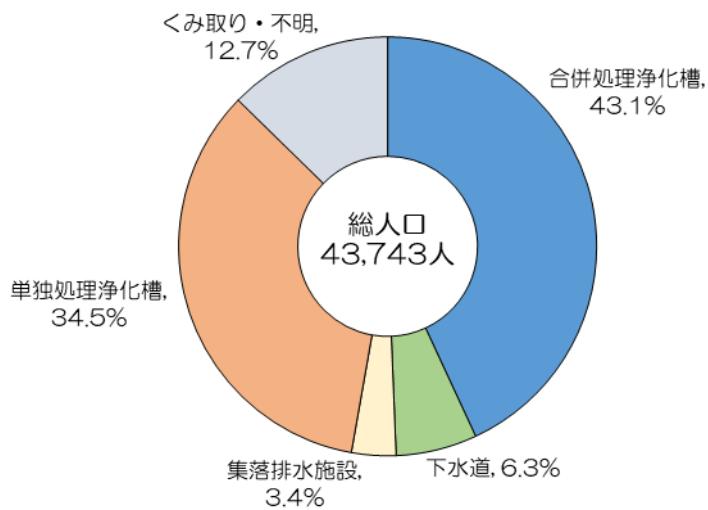


図4-2-1 令和6年度の生活排水処理形態別人口の割合

【合併処理浄化槽と単独処理浄化槽】

生活排水とは「し尿」と「生活雑排水」に分けられます。合併処理浄化槽はし尿と生活雑排水を適切に処理することができますが、単独処理浄化槽は生活雑排水を処理することはできません。生活雑排水は未処理で公共用水域に放流されており、公共用水域の汚れの指標となる BOD*濃度は合併処理浄化槽よりも 8 倍程度高いと言われています。

平成 13 年 4 月 1 日以降、単独処理浄化槽の新設は法律により禁止されており、既設のものは迅速に合併処理浄化槽に転換することが求められています。



第3節 生活排水処理施設の概要

1. 公共下水道・集落排水施設の整備状況

本市で整備を行っている集合処理区域は表 4-3-1 に示すとおりです。

令和 6 年度末時点における集合処理施設への接続率は、市全体で 60%程度に留まっています。また、これらの下水道等整備区域外では、浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の設置を推進しています。

表4-3-1 集合処理区域および処理施設の概要（令和 6 年度末）

種別	処理区域名	面積 (ha)	計画処理人口 (人)	区域内人口 (人)	接続人口 (人)	接続率 (%)
下水道	迫塩桧地区	32.2	973	475	302	63.6
	船越地区	55.0	2,550	1,071	377	35.2
	神明地区	109.0	4,440	2,873	1,616	56.2
	坂崎地区	11.0	470	198	172	86.9
	的矢地区	10.0	720	289	278	96.2
農集	立神地区	50.0	1,780	971	718	73.9
漁集	安乗地区	48.0	3,450	1,227	783	63.8
合計		315.2	14,383	7,104	4,246	59.8

資料：志摩市

【集合処理施設の種類】

集合処理とは、地域内の家庭や事業所から出た汚水（生活雑排水やし尿）を、下水管（パイプ）で一箇所に集め、大きな終末処理場などでまとめて処理する方式です。集合処理施設は、下水道、集落排水処理（農業集落排水、漁業集落排水）に大きく分けられ、地域の種類や規模によって適切な処理を行っています。



的矢処理区



立神処理区



安乗処理区

下水道処理施設

農業集落排水処理施設

漁業集落排水処理施設

2. し尿処理施設の整備状況

市のし尿および浄化槽汚泥は、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて膜分離高負荷脱窒素方式*により処理を行っています。

また、計画処理量を 56,575 kL/年 (155 kL/日 (し尿 47 kL/日、浄化槽汚泥 108 kL/日)) としていますが、令和 6 年度の処理実績は 53,205 kL/年 (145.8 kL/日 (し尿 : 37.5 kL/日、浄化槽汚泥 : 108.3 kL/日)) であり、令和 7 年度以降も図 4-3-1 のとおりほとんど余裕がない状況が続く見込みです。

表4-3-2 鳥羽志勢クリーンセンターの概要

施設名	鳥羽志勢クリーンセンター
所在地	三重県鳥羽市白木町247番地10
供用開始年月	平成19年6月
構造規模	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 汚泥は汚泥熱分解処理* (肥料化)
計画処理量	155kL/日(し尿47kL・浄化槽汚泥108kL)
処理水質	pH* 5.8~8.6
	BOD 10mg/L 以下
	COD* 20mg/L 以下
	SS* 10mg/L 以下
	色度 30度 以下
	大腸菌群数 300個/mL 以下



資料：鳥羽志勢広域連合第6次広域計画（令和6年2月 鳥羽志勢広域連合）

図4-3-1 鳥羽志勢クリーンセンターのし尿・浄化槽汚泥の搬入量見込み

第4節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理率

集合処理施設および合併処理浄化槽による生活排水処理率は 53.2%に留まっており、依然として生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されている状況です。前計画の生活排水処理率の目標は、「令和 7 年度において 62.7%」でしたが、令和 6 年度実績は目標値を 10%程度下回っています。

一方で、近年の公共用水域の水質調査結果においては、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる環境基準*をいずれの項目も達成しており（51 頁の表 7-1-1 参照）、現在の生活排水処理状況は良好といえます。

2. 集合処理区域

経済の停滞と高齢化などから接続率の平均が 60%程度と伸びていないことや、下水道整備には多額の費用がかかることから、合併後、新規事業には着手していない状況です。生活排水処理率の向上のためには、既整備区域における接続率の向上を図る必要があります。

なお、既整備区域は施設の稼働から 20 年以上が経過しており、経年劣化による老朽化対策が必要です。

3. 個別処理区域

市の人口の 84%程度は個別処理*の対象であり、そのうち合併処理浄化槽により適切に処理されている人口の割合は 50%程度です。今後は排水処理未整備区域の世帯における合併処理浄化槽の導入促進を図る必要があります。

4. 生活排水処理対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理が果たす役割やその効果、台所等の発生源における汚濁負荷削減対策について啓発を行う必要があります。

浄化槽法*第 11 条に基づく定期的な法定検査（11 条検査*）の受検率は、令和 6 年度において 50%であることから、浄化槽*の保守点検・清掃および法定検査の徹底を図る指導が必要となります。

5. し尿・浄化槽汚泥の処理

鳥羽志勢クリーンセンターは、計画処理能力の 90%以上で稼働している状況（令和 6 年度実績）であり、搬入量の多くなる時期には過負荷となります。今後は人口減少により搬入量が減少する見込みですが、依然として適切な処理を継続していく必要があります。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. 基本理念

三重県の生活排水処理アクションプログラム（平成28年度）作成の際、集合処理*と個別処理について経済的な比較検討を行い、市内各地域の処理方式を決定しました。そして、集合処理区域は接続を、個別処理区域は合併処理浄化槽への転換を強く奨励してきましたが、令和6年度末の生活排水処理率は53.2%にとどまっています。生活排水処理施設整備率*により三重県内市町を比較すると、令和6年度末の実績は58.1%であり、三重県全体の90.0%を大きく下回っています。

このように生活排水処理率等がなかなか向上しないのは、本市においても少子高齢化の進行が著しく、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増え、少なからず費用負担が発生することになる下水道等への接続や合併処理浄化槽への転換が進まないことが要因だと考えられます。

一方、英虞湾の水質は環境基準を十分に満足しており、また生活排水を起因とする水質汚濁や悪臭に関する苦情は、近年あまり発生していない状況です。

以上を踏まえ、生活排水処理に係る基本理念を次のように定めました。

生活排水処理基本計画の基本理念

生活排水処理施設の整備促進、適正な維持管理の実施に向け、引き続き市民への啓発に努め、市民の協力を得ながら各家庭からの発生源対策を充実させていきます。

2. 基本方針と主な取組

（1）集合処理施設への接続率向上

集合処理区域は全て整備済みですが、接続率が低迷している区域もあることから、引き続き区域内の市民に対し、早期の接続を促します。

（2）合併処理浄化槽整備の推進

公共用水域の水質基準を満たしており、また大きな苦情等が発生しておらず、水環境は良好な状態にあると言えます。現在の状態を維持、向上していくために、個別処理区域においては合併処理浄化槽の普及を支援するとともに、適切な維持管理の周知、指導等を進めています。

(3) 啓発活動の推進

市民が生活排水の発生源である各家庭の台所、トイレ、風呂、洗濯機等からの生活排水に意識を傾け、水環境について正しく理解するための啓発活動を推進します。

第2節 生活排水処理の目標

引き続き、集合処理区域における接続率向上、浄化槽処理区域における合併処理浄化槽への転換を啓発し、次のとおり生活排水処理施設整備率を向上させることを目標とします。

生活排水処理施設整備率

令和12年度：63.8%、令和17年度：69.6%、令和22年度：76.6%

本目標値は、以下の事項に留意して処理形態別人口を算出し、設定しています。

- 令和3年度から令和6年度の合併処理浄化槽の整備補助件数が年間100～118基（図5-2-1）であることを踏まえ、年間150基の整備を推進した場合を想定。
- 近年の集合処理施設への接続率の変動状況を踏まえ、集合処理区域ごとに接続率の向上率を設定。

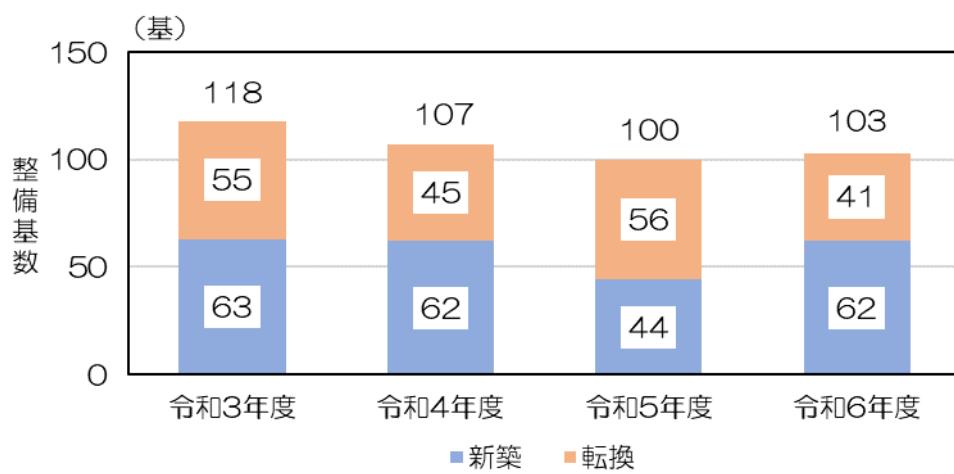


図5-2-1 合併処理浄化槽の整備補助実績

第3節 生活排水の処理主体

生活排水処理施設の種類別処理主体は表 5-3-1 に示すとおりです。

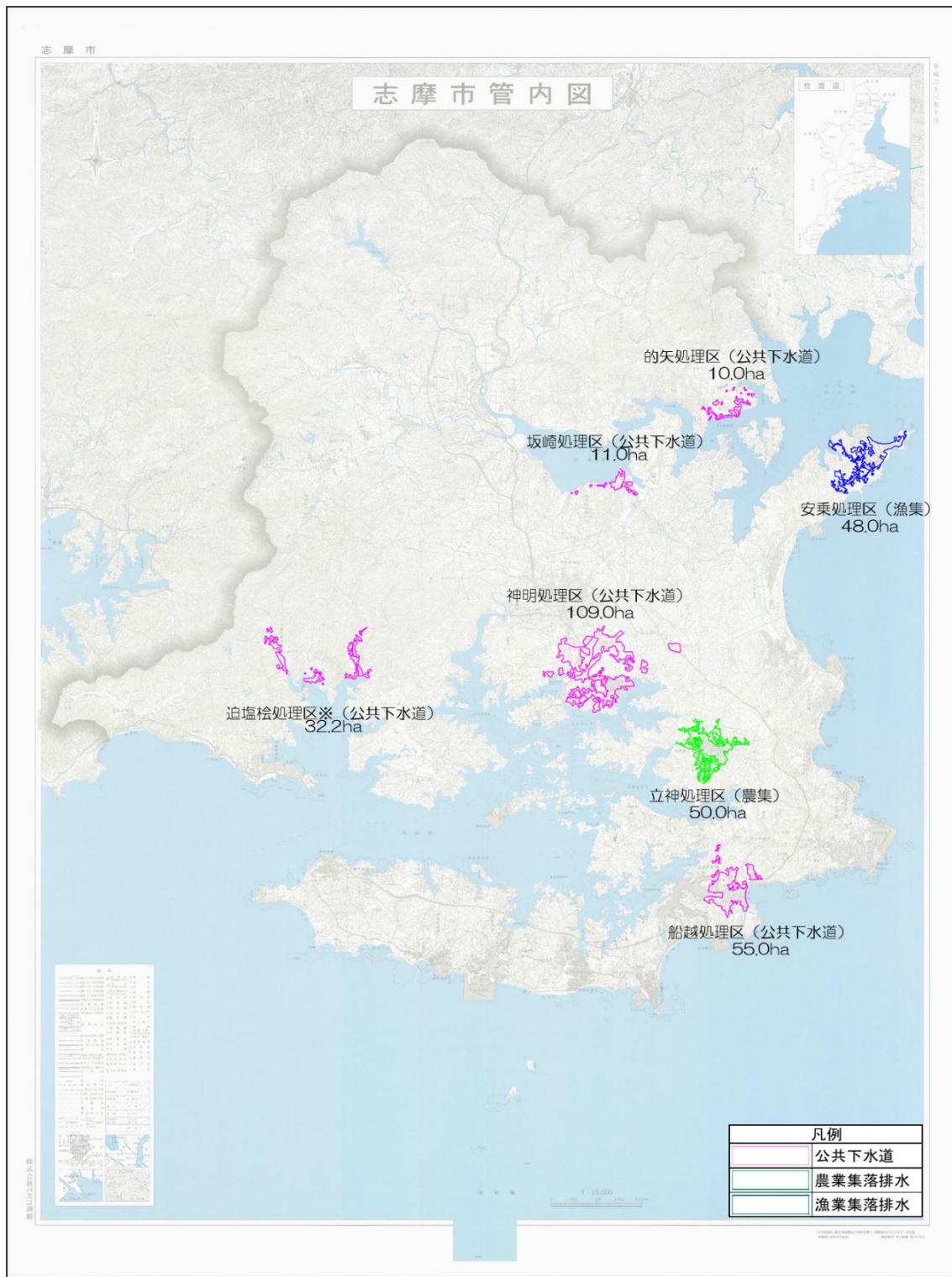
表5-3-1 生活排水処理施設の種類別処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	志摩市
農業集落排水処理施設	し尿・生活雑排水	志摩市
漁業集落排水処理施設	し尿・生活雑排水	志摩市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・生活雑排水	鳥羽志勢クリーンセンター

第4節 生活排水を処理する区域

三重県の生活排水処理アクションプログラム（平成 28 年度）作成の際の経済性による比較検討により、既整備区域以外は個別処理が有利となったため、新たな集合処理施設の整備予定はありません。既に整備されている集合処理区域は図 5-4-1 に示すとおりです。

浄化槽整備区域においては、現状を踏まえ、一般住宅等における合併処理浄化槽を年間 150 基整備する計画とします。



※ 迫子・塩屋・桧山路地区
図5-4-1 集合処理施設の既整備区域

第5節 処理形態別人口等の将来予測

処理形態別人口の将来の見通しは表5-5-1に示すとおりです。

合併処理浄化槽の処理人口および集合処理施設への接続人口の増加や市全体の人口減少により、令和22年度における生活排水処理率は72.2%、生活排水処理施設整備率は76.6%になると想定されます。

表5-5-1 生活排水処理形態別人口の見通し

(単位 生活排水処理率、生活排水処理施設整備率：%、その他：人)

	令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
行政人口	43,743	38,922	34,774	30,817
下水道処理区域内人口	4,906	4,366	3,899	3,457
接続人口	2,745	2,475	2,236	2,005
合併処理浄化槽	520	455	400	349
単独処理浄化槽	753	659	580	506
くみ取り等	888	777	683	597
不明	0	0	0	0
集落排水処理区域内人口	2,198	1,956	1,747	1,548
接続人口	1,501	1,395	1,290	1,183
合併処理浄化槽	168	135	110	88
単独処理浄化槽	243	195	159	127
くみ取り等	286	231	188	150
不明	0	0	0	0
浄化槽整備区域、その他区域内人口	36,639	32,600	29,128	25,812
合併処理浄化槽★	18,326	18,491	18,567	18,611
単独処理浄化槽	14,346	11,657	8,795	6,089
くみ取り等	3,967	2,452	1,766	1,112
不明	0	0	0	0
合計	43,743	38,922	34,774	30,817
下水道接続人口	2,745	2,475	2,236	2,005
集落排水接続人口	1,501	1,395	1,290	1,183
合併処理浄化槽	19,014	19,081	19,077	19,048
単独処理浄化槽	15,342	12,511	9,534	6,722
くみ取り等	5,141	3,460	2,637	1,859
不明	0	0	0	0
生活排水処理人口 (接続人口ベース)	23,260	22,951	22,603	22,236
生活排水処理施設整備人口 (供用開始区域ベース)	25,430	24,813	24,213	23,616
生活排水処理率 (接続人口ベース)	53.2	59.0	65.0	72.2
生活排水処理施設整備率 (供用開始区域ベース)	58.1	63.8	69.6	76.6

※ 集落排水区域は、接続人口以外は調査を実施しておらず不明なため、下水道区域の割合により按分している。

※ 生活排水処理施設整備人口 = 下水道処理区域内人口 + 集落排水処理区域内人口 + 合併処理浄化槽★

第6節 し尿・汚泥処理に関する計画

1. し尿および汚泥処理の体制

市内で発生するし尿および浄化槽汚泥を衛生的に収集・運搬するため、引き続き現行の許可業者による体制を維持します。また、責任を明らかにするため、許可業者ごとに収集区域を指定し、収集運搬方式はバキューム車によることを基本とします。

し尿および浄化槽汚泥は、引き続き鳥羽志勢クリーンセンターで処理し、発生する汚泥は脱水後に肥料化処理を行い、資源化します。

2. 計画の策定

(1) 収集運搬計画

市全域を収集対象地域とし、収集運搬は、許可業者が収集区域ごとに行います。し尿および浄化槽汚泥の運搬方法は、許可車両（バキューム車）により適切に行います。なお、し尿および浄化槽汚泥の収集運搬にあたっては、広域連合が設置する中継施設（表 5-6-1）を利用します。

表5-6-1 し尿等一時保管のための中継施設

施設名	所在地	公証能力
浜島町し尿等中継施設	志摩市浜島町塩屋	50kL
大王町し尿等中継施設	志摩市大王町波切	40kL
志摩町し尿等中継施設	志摩市志摩町片田	200kL
阿児町し尿等中継施設	志摩市阿児町鵜方	200kL
磯部町し尿等中継施設	志摩市磯部町山田	100kL
		500kL

(2) 中間処理計画

市域から収集されたし尿および浄化槽汚泥は、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて肥料化を継続していきます。

(3) 最終処分計画

① し渣*

やまだエコセンターにて焼却処分し、焼却灰は三重県内の最終処分場で埋め立て処分します。

② 汚泥

鳥羽志勢クリーンセンターでの処理において発生した汚泥は、施設内にある汚泥処理設備により脱水後、肥料化処理を継続して行います。

第7節 啓発に関する計画

1. 市民に対する広報・啓発活動

豊かな水環境を保全するためには、英虞湾や的矢湾といった閉鎖性海域へ流れ込む栄養塩負荷が過大となることを避ける必要があります。一方で、瀬戸内海では栄養塩類の排出を抑制した結果、海が貧栄養化し、漁獲量に影響が出ています。

近年、英虞湾の水質は環境基準の超過が見られず、良好な状態であると言えます。この状態を維持するとともに、排水路の悪臭等の身近な生活環境を改善していくため、「下水道への接続」、「合併処理浄化槽への転換」、「合併処理浄化槽の適正な維持管理」の3つの取組について市民に周知を図るものとします。

また、浄化槽法第54条に基づく協議会として「志摩市生活排水処理促進協議会」を設置し、行政と清掃業者および点検業者等の事業者の連携協力による合併処理浄化槽への転換の促進や、維持管理向上に向けて取り組んでいきます。

（1）下水道への接続

補助制度等を設けて下水道と集落排水への接続率の向上に努めてきましたが、市民の高齢化もあり、接続率は60%程度にとどまっています。今後も引き続き、汚水処理施設としての下水道と集落排水の有効性を訴え、接続率の向上をめざし、周知を図っていきます。

（2）合併処理浄化槽への転換

下水道等の集合処理区域外においては、補助制度を設けて合併処理浄化槽への転換に努めてきました。今後も単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽へ転換することの効果について周知、啓発し、転換を促進していきます。

（3）合併処理浄化槽の適正な維持管理

適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守点検、清掃および法定検査の徹底を図るよう指導していくとともに、日常生活などにおける生活排水対策についての啓発と指導を行います。

第6章 計画の推進

1. 協力体制の整備

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市民団体、事業者および行政が一体となってごみ問題について考えていくために設置した「廃棄物減量等推進審議会」において、様々な立場からご意見を頂き、ごみの減量化・再生利用、適正処理の推進に関する協議を引き続き行います。

(2) 事業者の協力

事業者には、環境への負荷が少ない事業活動を行っていくことが求められ、そのためには行政による仕組みづくりや呼びかけが必要です。今後、行政と事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を周知していきます。

2. 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、減量目標等を達成するためには施策の実施状況や目標の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。図6-1-1のような施策メニューの検討(Plan)、施策メニューの実施(Do)、評価(Check)、改善・代替案(Action)のPDCAサイクルの概念を導入し、これを実施することで、計画目標の達成をめざしていきます。

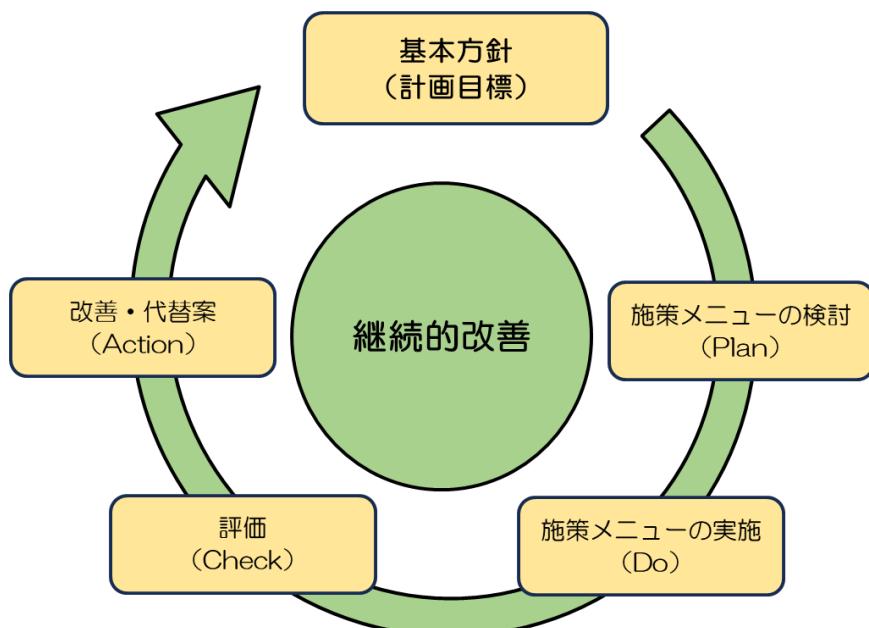


図6-1-1 PDCAサイクルのイメージ

第7章 資料編

第1節 自然特性

1. 地理的・地形的特性

本市は三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市と鳥羽市に、西部は南伊勢町に接し、南部と東部は太平洋に面しています。面積は 178.93 km² *であり、市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾や的矢湾といったリアス海岸が特徴的で、湾内をはじめ大小の島々も点在する自然豊かな地域です。

* 国土地理院「令和 7 年全国都道府県市区町村別面積調（7月 1 日時点）」より

2. 水環境・水質保全に関する状況

本市周辺の環境基準点および水質調査結果は表 7-1-1 に示すとおりです。令和 2 年度～令和 5 年度までの過去 4 年間においては、全窒素（T-N）・全りん（T-P）の環境基準値の超過は認められていません。

表7-1-1 環境基準点と水質調査結果

(単位: mg/L)

水域名	環境基準点 地点名	類型及び 達成期間	調査項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
英虞湾	ST-1	A イ	海域 COD75%値	1.6	1.1	1.7	1.5
	ST-2			1.2	0.9	1.5	1.2
	ST-1 ST-2	I ニ	T-N平均値 T-P平均値	0.14 0.014	0.13 0.015	0.12 0.016	0.18 0.016

*環境基準値：COD：2mg/L、T-N：0.2mg/L、T-P：0.02mg/L

資料：水環境総合情報サイト（環境省）

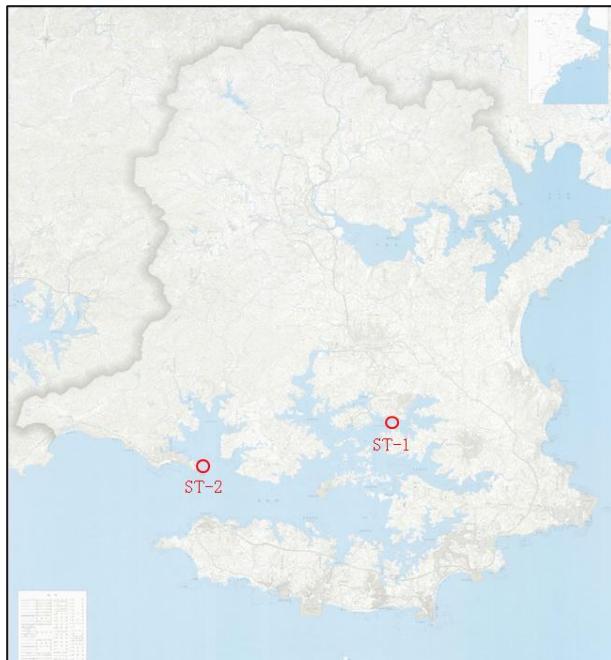
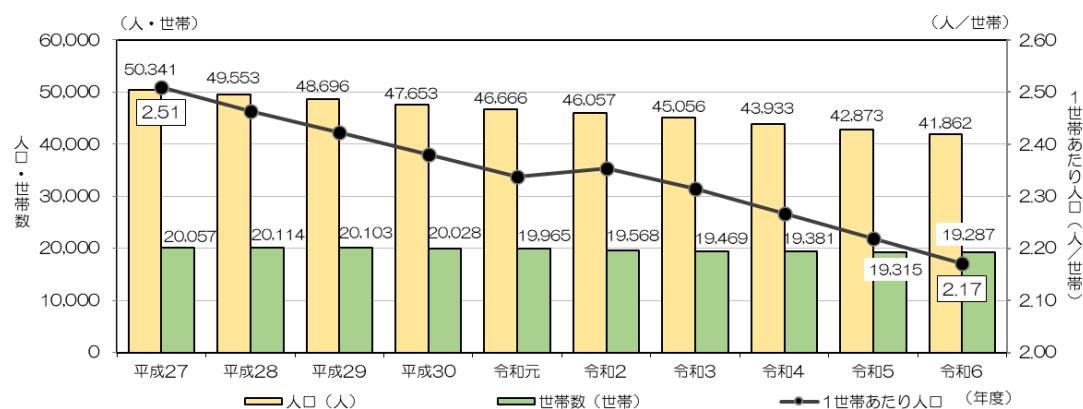


図7-1-1 環境基準点位置図

第2節 社会特性

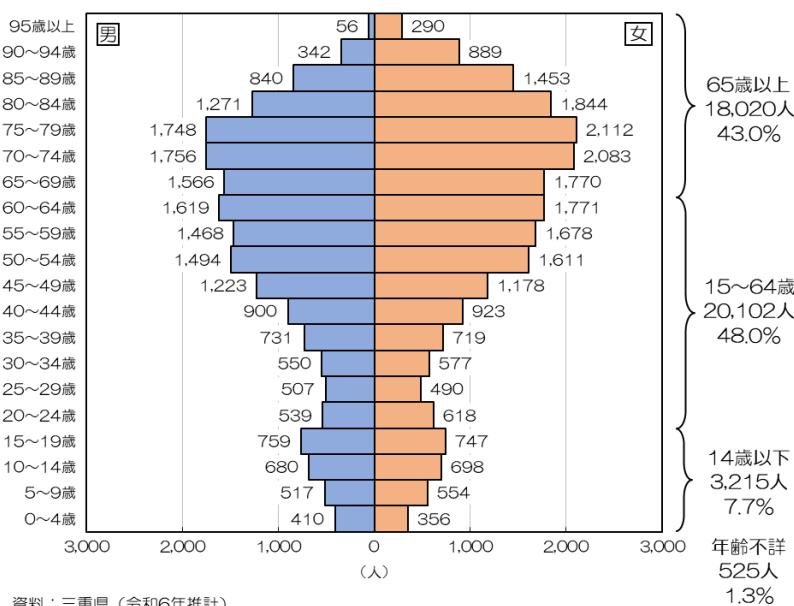
1. 人口動態・分布

過去 10 年間の人口、世帯数、1 世帯あたりの人口の推移は、図 7-2-1 に示すとおり、人口は減少傾向にあり、令和 6 年度の人口は、平成 27 年度に比べ 8,479 人減少（約 17% 減少）しています。令和 6 年度の世帯数については、平成 27 年度に比べ 770 世帯減少（約 3.8% 減少）しています。1 世帯あたりの人口も減少傾向であり、令和 6 年度では 2.17 人/世帯となっています。また、令和 6 年度における年齢別人口の状況は、図 7-2-2 に示すとおり、65 歳以上の高齢者人口の割合は 43.0 % であり、15~64 歳の生産年齢人口の割合は 48.0 % となっています。



資料：平成27年度・令和2年度は国勢調査。それ以外は、住民基本台帳の動態（転入・転出、出生、死亡等）より推計（三重県）。
※ 各年10月1日時点の人口。

図 7-2-1 人口、世帯数、1 世帯あたりの人口の推移



資料：三重県（令和6年推計）

図 7-2-2 令和 6 年度の年齢別人口

2. 産業の動向

(1) 事業所数および従業者数

令和3年経済センサス活動調査における事業所数および従業者数は、表7-2-1に示すとおりです。

第三次産業に係る事業所数および従業者数が全体の80%以上を占めており、第一次産業の割合は2%程度、第二次産業の割合は15%程度です。業種別では、事業所数においては卸売業・小売業の25.7%が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業の15.9%です。また、従業者数は宿泊業・飲食サービス業の19.4%が最も多く、次いで医療・福祉の18.1%となっています。

表7-2-1 事業所数および従業者数

産業分類	事業所数（事業所）	従業者数（人）	
		構成比	構成比
総 数	2,421	100.0%	17,949
第一次産業	48	2.0%	347
農林漁業	48	2.0%	347
第二次産業	401	16.6%	2,678
鉱業	1	0.04%	2
建設業	248	10.2%	1,244
製造業	152	6.3%	1,432
第三次産業	1,972	81.5%	14,924
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.2%	46
情報通信業	8	0.3%	42
運輸業・郵便業	41	1.7%	435
卸売業・小売業	621	25.7%	3,176
金融業・保険業	30	1.2%	267
不動産業・物品販賣業	93	3.8%	289
学術研究・専門・技術サービス業	62	2.6%	291
宿泊業・飲食サービス業	386	15.9%	3,479
生活関連サービス業・娯楽業	246	10.2%	1,360
教育・学習支援業	76	3.1%	769
医療・福祉	199	8.2%	3,245
複合サービス事業	28	1.2%	240
サービス業（他に分類されないもの）	176	7.3%	1,285

資料：令和3年経済センサス活動調査

(2) 観光客数

本市は、市全域が伊勢志摩国立公園に含まれており、三重県内最大の観光地「伊勢・志摩」の一翼として、志摩スペイン村をはじめとするリゾート施設があり、年間のべ約400万人の観光客が訪れています。

令和2~3年は、新型コロナウイルス感染症拡大が影響して観光客数は減少しましたが、令和4年から徐々に回復し、令和6年には感染症拡大前と同程度の観光客数となっています。

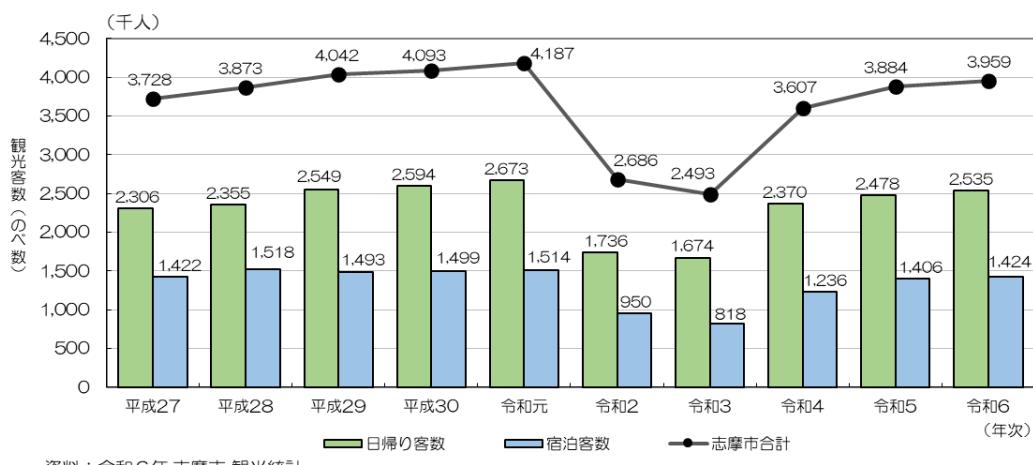
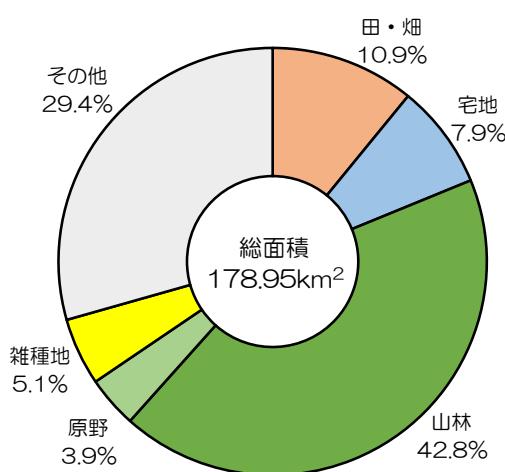


図7-2-3 観光客数の推移

3. 土地利用状況

令和2年10月1日における地目別面積は、図7-2-4に示すとおりです。

総面積のうち、山林が約43%、田・畠が約11%、宅地が約8%を占めています。また、本市では、市街地を含む平坦地を中心として都市計画区域が指定されており、計画区域の面積は市域の約50%を占める89.25km²です。



資料：志摩市市勢要覧 統計資料編（令和3年3月）

図7-2-4 地目別面積割合

第3節 用語集

五十音	用語	解説
あ行	一般廃棄物	廃棄物処理法において、「一般廃棄物」とは「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。一般的には、ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源、粗大ごみなど）と生活排水（し尿・生活雑排水）が一般廃棄物とされる。
	一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法により定めることが義務付けられている、一般廃棄物の処理に関する10～15年程度の長期的な市町村計画。大きな方向性と目標を示すもの。
	一般廃棄物処理実施計画	廃棄物処理法により定めることが義務付けられている、一般廃棄物の処理に関する1年程度の短期的な市町村計画。詳細なスケジュールやアクションプランを示すもの。
	インゴット（トレイ・発泡スチロール）	トレイや発泡スチロールなどのプラスチックを再利用しやすい形に加工した塊状の素材のこと。対象物を圧縮することで輸送効率も向上する。
	SS	Suspended Solid の略語で、浮遊物質量のこと。水中に浮いている粒径2mm以下の不溶性物質を表すもので、水の汚れを表す指標となる。
	汚泥熱分解処理	鳥羽志勢クリーンセンターで採用している汚泥の肥料化技術。熱分解により有害成分を分離し、汚泥中の窒素等の肥料成分を有効活用する処理技術。
か行	合併処理浄化槽	浄化槽のうち、し尿と生活雑排水の両方を処理することができるもの。
	家庭系ごみ	市民が家庭生活に伴い排出するごみ。

五十音	用語	解説
か行 (続き)	家電リサイクル法	正式名称：特定家庭用機器再商品化法 一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶式、有機EL式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。(平成13年4月1日施行)
	環境基準	人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壤、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。
	カレット	廃ガラスを碎いてガラスの原料として再生させたもの。
	環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。
	環境基本法	環境の保全に関する基本的な理念を定め、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにした法律。(平成5年11月19日施行)
	基本フレーム	将来のごみ排出量や生活排水量を予測する上で基礎値となる人口や排出量等のデータ。
	供用終了	施設や設備の使用を正式に終了すること。
	漁業集落排水処理施設	漁港および漁場の水質の保全、漁村の環境衛生の向上、自然災害の防止などを図るために、し尿および家庭雑排水の処理を目的とする施設。
	グリーン購入法	正式名称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 国等の公的機関が環境に配慮した物品、サービスを調達することによって、需要側の取組から市場を環境物品等に転換し、持続可能な社会を構築することをねらいとした法律。(平成13年4月1日施行)

五十音	用語	解説
か行 (続き)	建設リサイクル法	<p>正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>資源の有効な利用を確保する観点から、建設廃棄物について再資源化を行い、再利用していくための法律。（平成14年5月30日完全施行）</p>
	公共下水道	<p>主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。</p>
	小型家電リサイクル法	<p>正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律</p> <p>デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定および再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。（平成25年度4月1日施行）</p>
	個別処理	<p>家庭や事業所から出た汚水を、下水管で集めずに、その敷地内に設置された合併処理浄化槽などで世帯ごとに処理する方式。</p>
	混合ごみ	<p>可燃ごみや資源などの複数の種類の廃棄物が混合したごみ。</p>
	災害廃棄物	<p>地震や豪雨などによる水害、火災などの災害に伴い発生する瓦礫などの廃棄物。避難所開設による仮設トイレのし尿も災害廃棄物に含まれる。</p>
さ行	最終処分	<p>中間処理を経て排出される残さのうち、再利用できないものを埋立処分すること。</p>
	最終処分率	<p>総排出量のうち、最終処分される廃棄物重量の割合。</p>

五十音	用語	解説
さ行 (続き)	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物および輸入された廃棄物。
	三成分（可燃ごみ）	可燃ごみの性状（物理的・化学的性質）を把握するための基本的な構成要素。一般的に水分、可燃分、灰分の3つを指す。ごみ処理施設（焼却施設）の設計や運転管理、資源化の可能性を評価するために重要な指標となる。
	COD	Chemical Oxygen Demand の略語で、化学的酸素要求量のこと。水中の有機物などを酸化剤により化学的に酸化する際に使用される酸素量を表すもので、水の汚れを表す指標となる。
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じるごみのうち、産業廃棄物（ペットボトル、缶・びん等）を除いたもの（食品残さ、紙くず等）。
	資源化量	再生処理を施し、再利用される廃棄物重量。
	資源有効利用促進法	正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律 1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、 2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、3)回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築をめざす法律。（平成13年4月1日施行）
	し渣	下水処理場やし尿処理施設などの汚水処理施設に混入する髪の毛、紙、生ごみ、纖維、ビニールなどのごみ。汚水処理施設ではし渣と汚水を分離し、別々に処理を行う。

五十音	用語	解説
さ行 (続き)	自動車リサイクル法	正式名称：使用済自動車の再資源化等に関する法律 自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。(平成17年1月1日完全施行)
	し尿	人体から排出されるし(糞便)と尿の混合物。
	志摩市総合計画	志摩市総合計画条例に定められるまちづくりの最上位計画。
	11条検査	浄化槽の使用開始から毎年1回定期的に受検する必要がある、浄化槽法第11条により定められた法定水質検査。
	集合処理	主に、下水道のように、地域内の家庭や事業所から出た汚水(生活雑排水やし尿)を、下水管(パイプ)で一箇所に集め、大きな終末処理場などでまとめて処理する方式。
	集団回収	町内会・学校PTA・同好会などの市民団体が地域住民と協力し、ごみの中から資源物として再利用できるものを集め、回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動。
	循環型社会形成推進基本法	[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用および[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会(循環型社会)の形成を推進する法律。(平成13年1月1日完全施行)
	循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。
	浄化槽	各戸レベルでし尿や生活雑排水の処理を行うことができる排水処理設備。
	浄化槽汚泥	浄化槽による排水処理に伴い排出される有機質の泥状固体。

五十音	用語	解説
さ行 (続き)	浄化槽法	浄化槽によるし尿および雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的とした法律。（昭和 60 年 10 月 1 日完全施行）
	食品残さ	食品の製造、加工、調理、消費の過程で発生する食べ残しや廃棄物。
	食品リサイクル法	正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律。（平成 13 年 5 月 1 日完全施行）
	食品ロス削減推進法	正式名称：食品ロスの削減の推進に関する法律 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進するための法律。（令和元年 10 月 1 日施行）
	処理形態別人口	生活排水の処理方法（公共下水道、集落排水処理、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り）別の処理対象人口。
	生活雑排水	生活排水のうち、台所、洗濯、風呂などから排出されるし尿を除く排水。
	生活排水	日常生活の排水の総称。 大きくし尿と生活雑排水に分けられる。
	生活排水処理施設整備人口	公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽のいずれかが整備されている世帯の人口。

五十音	用語	解説
さ行 (続き)	生活排水処理施設整備率	行政区域内人口に対する生活排水処理施設整備人口*の割合。
	生活排水処理人口	集合処理施設（公共下水道又は集落排水処理施設）に接続している世帯の人口と合併処理浄化槽が設置されている世帯の人口の合計。生活排水処理が適切に行われている世帯の人口。
	生活排水処理率	行政区域内人口に対する生活排水処理人口の割合。
	総排出量（ごみ）	家庭系ごみと事業系ごみの排出量と集団回収量の合計重量。
た行	単独処理浄化槽	浄化槽のうち、し尿のみを処理することができるもの。
	タービン発電	ごみを溶融した際に発生するガスを燃焼させた熱で高温・高圧の蒸気を発生させ、その蒸気の力でタービン（羽根車）を回し、それと直結した発電機で電気を作る仕組み。
	中間処理	収集運搬された廃棄物を最終処分する前に行われる、焼却・粉碎・溶融・脱水などによる減量化や、再利用できるものの選別、埋立前の安定化・無害化などの処置の総称。
な行	農業集落排水処理施設	農業用水の水質保全、農村の環境衛生の向上、自然災害の防止などを図るために、し尿および家庭雑排水の処理を目的とする施設。
	ノーレジ袋・マイバッグ持参運動	レジ袋の購入を減らし、マイバッグを使用することでごみ量削減（環境保護）に貢献する運動。
は行	廃棄物処理法	正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の排出を抑制し、適正な分別等の処理を行い、生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。（昭和 46 年 12 月 25 日完全施行）

五十音	用語	解説
は行 (続き)	廃棄物処理基本方針	廃棄物処理法に基づき、政府が廃棄物の減量や適正処理に関する施策を計画的に推進するため定めている基本方針。
	pH	水溶液が「酸性・中性・アルカリ性」のどの状態にあるかを示す数値。0~14までのスケールで表され、7は中性、7未満は酸性、7より大きい数値はアルカリ性を意味する。
	BOD	Biochemical Oxygen Demand の略語で、生物化学的酸素要求量のこと。水中の微生物が有機物を分解する際に使用する酸素量を表すもので、水の汚れを表す指標となる。
	1人1日あたり排出量	市民1人が1日あたりに排出するごみの重量。排出原単位ともいう。
	不法投棄	法律に違反して廃棄物を適切な処分場以外の場所に捨てる行為。
	プラスチック資源循環促進法	正式名称：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るための法律。（令和4年4月1日施行）
ま行	膜分離高負荷脱窒素処理方式	搬入し尿および浄化槽汚泥は無希釈のまま、硝化・脱窒反応層の活性汚泥混合液（MLSS）の濃度を標準法の2~3倍程度、反応液温度を25°C以上と高く設定することで生物化学的酸素要求量（BOD）と窒素の容積負荷を大きくし、高濃度になった流出水の浮遊物質（SS）を膜（纖維）により高度な固液分離を行う方法。
	三重県循環型社会形成推進計画	三重県が策定する、廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく廃棄物処理計画および食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画。

五十音	用語	解説
や行	容器包装リサイクル法	<p>正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p> <p>家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るための法律。（平成12年4月1日完全施行）</p>
	溶融スラグ	高温で溶融した廃棄物の焼却灰等を冷却し、固化させたもので、建設・土木資材などに利用される。溶融処理により廃棄物重量を減量させる効果がある。
	溶融飛灰	廃棄物の溶融・焼却段階で発生する微細な煤塵のこと。集塵機で捕集された溶融飛灰は不燃物として埋立処分します。
	溶融メタル	廃棄物から回収された金属を高温で溶融し、液体状態にしたもので、金属材料や建設・土木資材に利用される。溶融処理により廃棄物重量を減量させる効果がある。
	4R	<p>ごみ減量に効果的な行動の優先順位をつけて示したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Reduce（リデュース） ② Refuse（リフューズ） ③ Reuse（リユース） ④ Recycle（リサイクル）
	リサイクル	再生利用。使ったものを資源として再利用すること。
ら行	リサイクル率	総排出量に対する資源化量の割合。
	リターナブルびん	洗浄して繰り返し使用することが可能なガラスびん（ビールびん等）。
	リデュース	発生抑制。ごみの量を減らすこと。
	リフューズ	発生回避。ごみになるものを買わない、断ること。
	リユース	再使用。使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと。